T. M. Kanda's Library
No.
神田藏書之章

政治地理學

法學士山本信博著

東京 博文館藏版

T. M. Kanda's Library.
No.
東洋神田藏書之章

政治地理學

法學士山本信博著

東京 博文館藏版

011.15
360
239

自序

武力の戰鬪は一時なり、平和の競爭は永久なり、一時に勝つと共に、また永久に勝つの覺悟なかる可からず、本書稿なかば成らんとして、宣戰の大詔煥發せられ、刻全く終らんとして、皇軍の捷報類に臻る、夫れ露國は宇内の强國にして、萬國の忌憚し且つ畏怖する處、我が國今是れを討て勝ち、滿洲の山、朝鮮の野、將に數月を出でずして、至る所旭旗の翻々たるを見るに至らんとす、豈最大快心の事に非ずや、しかも是れ一時の勝なり、更に永久の勝收あるを忘る可からず、若夫れ本書にして、讀者が平和の戰場に立つに當り、將に要すべき智識の幾分を資し、多少の裨益を與ふる事ありとせば、是れ實に著者が光榮とする處なり

明治卅七年春

著者 遷山

國立國會圖書館
24.11.25
27604

政治地理學目次

緒言……一

第一章　國家……六

第一節　國家の觀念……七

第二節　國境……九

第三節　領土と人民……一一

第四節　領海……一七

第一款　領海……一七

第二款　港……一九

第三款　灣……一九

第四款　內海……二〇

第五款　海峽……二〇

第六款 運河……二二
第七款 河川……二三
第二章 國家の種類……二四
第三章 政體……二九
第一節 政體の區別……二九
第一款 總論……二九
第二款 主權總攬者を標準としての區別……三一
第三款 元首を標準としての區別……三四
第二節 各國の政體……三五
第四章 君主……四〇
第一節 君主國の君主……四〇
第一款 君主の國法上の地位……四〇
第二款 君位繼承法……四二

第二節 共和國の元首……五〇
第五章 國務大臣……五七
第六章 議會……六一
第一節 總論……六一
第一款 議會の性質……六二
第二款 議會の組織……六六
第三款 上院の組織……六九
第四款 下院の組織……七二
第五款 議員の特權及義務……七九
第二節 各國の議會……八一
第七章 司法……一〇八
第一節 總論……一〇八
第二節 各國の裁判所……一一〇

第八章 財政……一一四
第一節 總論……一一四
第一款 歲入と歲出……一一四
第二款 豫算……一一五
第三款 租稅と手數料……一一六
第四款 官業の收入……一一八
第五款 公債……一一九
第二節 各國の財政……一一九
第九章 軍備……一五五
第一節 總論……一五五
第二節 各國の軍備……一五七
第十章 教育……二〇一
第一節 總論……二〇一

第一款 國家と教育との關係……二〇一
第二款 初等教育……二〇四
第三款 中等教育及高等教育……二〇六
第二節 各國の教育……二〇七
第十一章 人口……二三一
第一節 總論……二三一
第一款 人口の密度……二三一
第二款 人口の聚積……二三五
第三款 人口の年齡別……二三六
第四款 人口の增加……二三九
第五款 出產數……二四三
第六款 死亡數……二四四
第七款 男女の數……二四七
第二節 各國の人口……二五〇

政治地理學目次

畢

第十二章　屬地……二七五
第一節　總論……二七五
第二節　各國の屬地……二七六

T.M. Kanda's Library.
No.
東洋神田藏書之章

政治地理學

法學士　山本信博著

緒言

一

我が大和民族の祖先は建國の當初今より二千年乃至三千年の昔に於て既に彈丸黑子大の島國に飽かず盛に亞細亞大陸と交通し彼が文物制度の長を取て我が短を補ひ我が劒戟弓矢の優を以て彼が劣に加え內民族の發達を謀ると共に外威武を四方に輝かしたり而して當時我が祖先が乘て以て萬疊の海波を踰え彼我の間に交通したる船舶は稍下ては或は多少複雜なる構造を有したりしなる可しと雖其上世に於ては只所謂獨木舟若くは今日の漁舟の類なりしのみ今や航海の術大に開らけ地理亦大に明なる時に當り尙水雷艇を以て印度洋を橫

斷すれば即ち世界の耳目之が爲に聳動し端艇を以て遠洲洋を航破すれば即ち一國の口耳爭ふて之を傳ふ而かも之を我が祖先の時に見れば即ち日常當然の事に屬す嗚呼我が祖先の勇武にして大膽なりしと殆想像するに餘りあらずや天智以後內治に重を置て外交を廢し我が民族の智識は漸く島帝國の中に限られ之に加ふるに累世振武の事なくして民情愈惰弱に流がれ終に平安朝の時に及て邊境の民を除くの外擧國又海外あるを知らざるに至り其遇々遠に航すべき事あるに際しては行く者涙を呑て別れを惜み留まる者聲をあげて其袂に縋るを常とするに至りき斯の如きは蓋朝廷鎖國の政治が大膽勇武なる大和民族世襲の美性を壓迫し閉熄せしめたる一時の現象なりしのみ未以て我が民族の氣力が次第に銷磨し次第に衰亡せし者と謂ふ可らざるなり

果然鎌倉時代以降戰國時代に至るまで時に盛衰なきに非ざりしも我が民族の氣力は漸く壓迫を脫して活動し來り內には武士道の切磋となり外には倭寇軍の編成となり不幸にして政府の組織宜きを失したりしが爲一國としての目覺ましき活動をなし得ざりしと雖個人として或は一團體としては殆祖先の其れ

に似たるの大飛躍をなし初めたり九州及瀨戶內海諸島の人民が支那朝鮮の人民と通商貿易をなし又は其沿岸諸州を劫掠したるは昭々たる事實に非ずや東奧の豪傑獨眼龍が使節を羅馬に派し私に圖南の鵬翼を張らんと企てたりしも疑ふ可らさる事實に非ずや若其れ豐大閤が朝鮮を征し更に轉じて明を討たんとせしが如きは殆說くを須ひざる處とす

戰國時代より德川氏の初期に至るの間は我民族の英氣最旺盛にして其外伸の勢力も亦最猖獗を極めたるの時代なり匹夫にして遥羅の政權を握りたるものあり商賈にして臺灣を占有したるものあり若幕府の方針にして益此勢に乘じ國力の外伸を圖りたらんには其成功蓋測り知る可らざる者ありしなり惜ひ哉一朝鎖國の令下りて人心頓に萎微し爾來泰平三百年勇悍なる大和民族は已むなく島帝國內に雌伏せざるを得ざるに至れり

大江の水は螻蟻の孔あれば即ち其堤を決し釜中の蒸氣は噴出する處なければ即ち其蓋をあく由來勇悍なる祖先の血統をひける我民族は豈永く泰平の假夢に醉ひ壓制を忍て碌々たる者ならんや螻蟻の孔は發見せられたり其蓋をあく

べき時は來れり浦賀の沖に於ける數發の砲聲は其信號に外ならざりき人心は俄然として興起し活潑なる飛躍は再始まり幕府の顚覆となり王政の復古となり廢藩置縣となり開國進取の國是となれり然り而して前は儼に東亞大陸の一角と交渉せし者今は全世界を敵手として之と戰闘し競爭すべき事となれり明治の御代は前時代の終に於て既に覺醒したる民族が大に飛躍奮闘したる且飛躍奮闘すべき時代なり而して明治の大和民族は平和の戰爭に於て既に幾分かの勝利を得二十七八年の戰役に於て大勝利を博し今又征露の戰爭に於て大々的勝利を獲得せんとす祖先の名譽を辱かしめざるに近からんか

二

我帝國の人民は自ら誇稱して我日本帝國は東洋唯一の完全なる强大獨立國なりと云ふと雖世界一般の人民は未しかく之を信ぜず僅に廿七八年役の結果により漸く其支那帝國の屬庸國に非ざることを解したるに過ぎず其果して富强の一帝國なるを知らしむるは今回の日露戰爭を以て最好の機會とす而して逆に之を睹れば我帝國の人民は開國後既に年所を經たるにも拘らず一般に外國々勢に關して精確なる智識を有せざること外國人の東洋諸國に關して知る處少きに比して更に甚しき者あり我國人は時に外國人が日本の國情を知らず誤解に依て無禮の言をなし滑稽の說をなすを見て怒罵嘲笑すと雖逆に之を睹れば頗て自己も亦怒罵嘲笑せらる可きこと少からざるなり

苟開國進取を以て國是となし勇悍大膽なる祖先の偉志を體し世界に濶歩し雄飛せんと欲するの國民は必ずや世界の事情に精通せざる可らず而して最直接に世界の事情を語る者は地理學なり

地理學の中天體と地球との關係を研究するを數理地理學と云ひ地球の自然的狀態を研究するを自然地理學と云ふ一は即ち人間の棲息處たる地球が宇宙間に於て如何なる地位に立ち他の天體と如何なる關係を有するやを說くもの一は即ち地球の現狀を明にし何處に山あり何處に海あり何の江は此處に何の湖は彼處なるを語る者にして共に地理學の根本的智識を與ふる者たり而して茲に別に人類と地理的事項との關係を主題とする地理學あり其中又更に研究の範圍を縮少して政治的事項と地理的事項との關係のみを論述する地理學あり

之を稱して政治地理學と云ふ換言すれば政治地理學とは地球上の水陸を分劃して政治的團躰をなせる各國家の政治的現狀を研究し其地理的事情と如何なる關係あるやを明にする科學にして進ては一國政府の施政方針を指導し其人民の職業の選擇移住地の選定等に關し重要なる助言を與ふる者とす

近世學問の進歩に因り地理學も亦昔日に比すれば其面目を改め其研究細微となり諸種の分科を生ずるに至れり而して諸分科を總合すれば地球に關する智識は完全す嗚呼我民族の祖先は地理未知の地に向て常に侵入の勢を保ち奮戰奮闘大に國威を宣揚し且民族の膨脹を助けたり今の國民は座して世界の地理と大勢とを知る可く充分に考慮して然る後に或は進み或は退くの自由を有す今の人民は多幸なる哉而して斯の如くにして尙進取の氣象に乏しく退嬰之れ事とし競爭場裡に立ち其勢日に屈するが如きあらば是祖先の名譽を汚がす者と謂はざる可らず奮はざる可けんや

第一章　國家

第一節　國家の觀念

國家を說明するに當り之れを有形の團躰として觀察すると之れを法の主躰として觀察するとの二方法あり玆には便宜により其前者を採る

國家とは一定の土地一定の人民を以て成立し獨立唯一の主權によりて統治せらるゝの團躰なり更に之れを詳言すれば

一、國家は社會團躰の一種類なり　團躰と云ふは單に個人の群集を云ふに非ず個人相集合して一の生存躰をなし個人各自の生命と目的との外に團躰としての生命と目的とを有するを意味す故に團躰其自身の生命と目的とは團躰を組織する個人の夫れと相關せず個人は生死により時に增減し變更するとあるも團躰は依然として存在す可きものなり例之吾人の維持する國家も吾人の祖先が維持したる昔日の國家も分子は全く變じたりと雖も日本としての存在は古今相渝らざるが如し而して此の如き組織は單に國家の特有に非らず國家は却て此の組織を有する社會現象の一種類に屬す

二、國家は獨立唯一の主權によりて統治せらるゝ團躰なり　主權とは國家

を統治する公の力を云ふ一の國家内に於て之れと對抗す可き權力なく之れを制限す可き權力なく至上至高にして獨立なる權力之れを主權と謂ふ蓋し主權とは國家の意思にして又其本質なり國家の秩序を維持し其統一と其永久なる存在とを外部に表彰するは皆主權の作用にして其分子たる各個人が常に生死して變更するに拘はらず嚴乎として國家の存在する所以の者はこの獨立唯一の主權あるが爲めに外ならず主權なくんば國家なしと云ふも誣言に非らざるなり

三、國家は一定の土地一定の人民を以て成立する團躰なり　凡團躰には人のみを要素とするものと一定の土地を要素とする者との二つあり例之宗教上の團躰藝術上の團躰の如きは其前者にして東大陸の人と西大陸の人と互に其趣味目的を一にするが故に相協力して宗教的又は藝術的の一團躰を組織するが如きは其例に乏しからず之れに反して遠隔の地に在る某々等相謀りて一町を組織し一村を設立すると云ふが如きは殆と意味を爲さず蓋し一町一村は土地の近接を要素とするが故なり而して一定の土地を要素とする團躰を稱して

領土團躰（ゲビイトケルペルシヤフト）と稱す國家も其一なり

國家の觀念には一定の領土を要すと雖も之れを誤解して人が財産として土地を有するが如きと同一視す可きに有らず財産の有無に關せず人は人なりと雖も國家は然らず領土は國家の財産に非らずして國家を組織する要素なり國家は之れを有するに因りて獨立し又他國と關係するの本據を得故に苟も領土ある以上は其境界の如きは必ずしも確實に定まれるを必要とせず亞弗利加の蘇丹（スーダン）の如きは明かに境を定めずと雖も一の政權の下に立ち之れに保持せられて國家たる目的を有するを以て明かに一國家としての存立を認められつゝある者とす若れ夫れ一定の人民が國家の要素たることに至りては殆ど論ずるを俟たずして明かならん

以上の説明により國家の觀念は略明ならん然り而して其領土の廣狹人民の多少の如きは國家の觀念に影響すること無し

第二節　國境

日本若しくば英吉利の如く四面海を還らし他國の領土と土壤の連接なき國に

於ては國境に關する疑問あることなしと雖も歐洲大陸の諸國及び亞米利加諸國の如く各國相接する國にありては何を以て國境となす可きかは全く無價値なる問題に非らざるなり而して國境は概過去の歷史若くは協定の條約に據て定まるものにして其種類二あり天然國境と人爲國境と是なり

天然國境

天然國境とは概過去の歷史により某の山某の河を以て國境とすと云ふの類なり而して若し山を以て境界とする時には其山の脊即ち峯を以て國境とし峯の一方は甲國となり一方は乙國となるを通常とす若し河を以て境界を定むる時には其河の水流中最深の底を傳ひたる線を以て國境とし必ずしも河幅の中心を境界となさゞるを常とす若し又湖海を以て境界とする時には其中央線を畫して之れを定むるを常とす

人爲國境

人爲國境とは明に協定の條約を以て之れを定むる者にして單に地勢等を標準とせず某地より某地に至る一線を畫し其線を以て境界線となし又は經度緯度に依て何度以東と以西若くは何度以南と以北とに分ち其經緯度を以て國境となすの類なり而して未だよく開拓せられざる國家或は新に創設せられたる國家等に在りては此種の境界を以て他と界する事多く此場合には平地に棒杭を樹立し是れに依て其境界を明かにするを常とす

天然國境說

世に天然國境說なる者を唱ふる者あり蓋し天然の地形を察して一國家を形成し天然に國境となる可き湖海峻峯の如きを以て其國境となさんとの意なり彼の佛國が邏羅の地を割取する時に當り强て川を以て境界とす可きを主張したるが如きは此の說を援用して弱國を壓したるの一例なり然れども此說の如きは素爲にするが爲めに唱出せられたる政治論にして到底空論たるを免れざる者なり

第三節　領土と人民

領土

領土とは之れを具躰的に云へば國境線内に包まれたる土地にして之れを抽象的に云へば國家主權の及ぶ範圍なり而して一地の上兩主權は兩立せず一國の領土上には其國の主權絶對的に行はれて其上にある總ての人總ての物は皆其主權に服從す可き者たるを原則とす只外交上の儀禮により或は國に文野の差あるにより治外法權なる名の下に領土主權の作用を制限するとあるは亦已む

を得ざる處なり

人民

人民とは其國に國籍を有し絶對無限に其國の主權に服從す可き人を云ふ必ずしも其領土の上に有ると否とによりて內國人民と外國人とを分つに非らず而して國籍のことに關しては各國皆法律を有す今日本の國籍法を案じて日本人民と稱す可き者を列擧すれば

日本國籍法

一、父が日本人たる子
二、父が知れざる場合又は國籍を有せざる場合に於て母が日本人たる子
三、日本に於て生れたる子(父母共に知れず又は國籍を有せざる時)
四、日本人の妻となりたる外國人
五、日本人の入夫となりたる外國人
六、日本人たる父又は母によりて認知せられたる外國人
七、日本人の養子となりたる外國人
八、歸化を爲したる外國人

の八を數ふ可し而して日本の人民たる者は日本の領土內に在ると否とに拘はらず日本の主權に服從す可き者にして外國人は單に日本の領土內に在る時に限り日本の主權に服從す可き者とす

領土の廣狹と人民の多少とが國家の觀念に影響することなきは前既に之れを說けり現今世界に於ける最小國をモナコ公國と云ふ佛蘭西の地中海岸にある一國にして其廣袤僅に八平方哩人口僅に一萬五千百八十人軍隊としては兵卒七十人を有するのみ而も是れ尙一の國家なり次に各國の廣袤と人口の數とを列擧す可し

モナコ公國

國名	面積(平方哩)	人口
亞細亞州		
日本	一四七、六五五	四五、四〇二、〇〇〇
支那	一、三三六、八四一	四二六、〇四七、三二五
西伯利	六、五六四、七七八	二二、六九七、四六九
朝鮮	八二、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
暹羅	三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇

印度	一、〇六八、三一四	二九四、三六一、〇五六	
阿布瓦斯丹	二四〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	
伯爾斯丹	一三〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
ブータン	一六、八〇〇	三五、〇〇〇	
チバール	五四、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
オーマン	八二、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	
波斯	六二八、〇〇〇	七、六五三、六〇〇	
亞細亞土耳古	六八二、〇〇〇	二一、六〇八、〇五五	
歐羅巴州			
英吉利	一二〇、九七九	四一、六〇七、五五二	
露西亞	二、〇九五、五〇四	一四一、〇〇〇、〇〇〇	
佛蘭西	二〇七、〇五四	三八、九六一、九四五	
獨逸	二〇八、七三八	五六、三七六、一七八	
墺太利	二四〇、九四二	四五、一七六、二三〇	

西班牙	一九七、六七〇	一八、六一八、〇八六	
葡萄牙	三六、〇三八	五、四二八、六五九	
伊太利	一一〇、六二三	三二、四七五、二五三	
希臘	二五、〇一四	二、四三三、八〇六	
那威	一二四、四四五	二、二三九、八八〇	
瑞典	一七二、八七六	五、一七五、二二八	
瑞西	一五、九七六	三、三一五、四四三	
土耳古	一、一一五、〇四六	二四、九三一、六〇〇	
丁抹	一五、三六〇	二、四六四、七七〇	
和蘭	一二、六四八	五、二六三、二三二	
白耳義	一一、三七三	六、六九三、五四八	
ブルガリヤ	三七、八六〇	一、〇九九、九八四	
セルビヤ	一九、〇五〇	二、四九三、七七〇	
ルーマニヤ	五〇、七二〇	五、九一二、五二〇	

モンテ子グロ	三、六三〇	二二八、〇〇〇
モナコ	八	一五、一八〇
亞弗利加州		
モロツコ	二一九、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
リベリヤ	三五四、〇〇〇	二、〇六〇、〇〇〇
北亞米利加州		
北米合衆國	三、五六六、一〇四	七六、三〇三、三八七
墨斯古	七六七、〇〇五	一三、五四五、四六二
コスタリカ	二三、〇〇〇	二四三、二〇五
ガウテマラ	四六、八〇〇	一、六四七、三〇〇
ハイチ	一〇、二〇四	一、二九四、四〇〇
ホンドラ	四六、四〇〇	五八七、五〇〇
ニカラガ	四九、五〇〇	五〇〇、〇〇〇
サルバドル	七、二二五	一、〇〇六、八四八

サント、ドミンゴ	一八、〇四五	六一〇、〇〇〇
南亞米利加州		
アルゼンチン	一、一二五、〇〇〇	四、七九四、一四九
ボリビヤ	五六七、三六〇	一、八五二、六五七
ブラジル	三、二〇九、八七八	一四、三三三、九一五
智利	二九三、九七〇	二、七一二、一四五
コロンビヤ	五〇四、七七三	三、八七八、六〇〇
イクアドル	一二〇、〇〇〇	一、二〇五、六〇〇
パラグエー	一五七、〇〇〇	五三〇、一〇三
白露	六九五、七三三	四、六〇九、九九九
ウルグエー	七二、一一〇	九五九、一三七
ベネズエラ	五九三、九四三	二、三二三、五二七

第四節 領海

第一欵 領海

領海を認むる理由

海洋は何れの國にも專屬せず各國の船舶は自由に海洋を航海し自由に漁獵をなすことを得べき者にして各國民の共有とも見るを得べし然れども各國の領土に沿へる海洋は之れを其國の領海と稱し其上に沿岸國の主權を認むるは近世國際間の通義となれり蓋し

一、一國領土の安寧を保つが爲めに沿海は陸地を有する國の專屬に歸せしむ可き必要

二、其國に出入し若しくは碇泊する船舶を監視し營業上商業上の秩序と進歩とを計るが爲めに海洋の上にも亦沿岸國の警察權を働かしむ可き必要

三、領土の收益即漁業沿海貿易等に從事する住民の爲めに沿岸海洋を一國の專屬に歸せしむ可き必要

在るに因り特に海洋の一部を畫し之れを領海と見做して以て其沿岸國主權の及ぶ處となしたる者なり而して幾何の範圍を以て領海と認む可きかに就ては從來諸說一致せずと雖も要するに一國が陸上より兵器の力に依て其權力を行ふとを得る區域內を以て其國の領海と爲すとの說最も普通なるに似たり去れ

ば近時兵器の進步著しきと共に其範圍亦漸次廣きを加へ曾て三海里と稱せられしも今は六海里と定められるゝに至れり乃ち干潮の時陸地より計測して六海里以內の海洋を以て領海とすと云ひて不可あるなし

第二款　港

港は一國に專屬する者にして其所有國は自由に之れを經營し之れを使用するを得るにより或港を以て軍港となし外國の軍艦又は商船の出入を禁ずることあり或は普通港と雖も外國軍艦の出入に就て制限を定め同時に數隻の碇泊を許さずとし或は數日以上碇泊するを得ずとしては又外國商船の出入をすら制限することあり然れども天災避難の爲め又は危險逃避の爲め入港し來る外國船を拒むことを得ざるは今日國際間の通義なり

第三款　灣

鈍角の灣は其沿岸線より六海里以內を以て領海とすと雖も銳角の灣にして深く陸地に鑽入せる者に於ては其兩岸の距離十二海里に開きたる處に一線を引き其線より沖の方に計測して六海里以內の海面を領海とす

第四款　內海

內海とは陸地に包圍せられたる海水を云ふ其全く一國の領土內に在る場合は湖沼と同じく一國主權の下に立つは勿論とす若し沿岸國數多なる時は別に條約の存するにあらずんば領海を定むる規則により各國の海岸より測定して各自領海を取り其余は公海と見做す可し彼の裏海の如きは即ち之にして條約の存するが故に特に露國に專屬する者とせらる又一方に於ては公海に通ずるものと雖も其海峽極めて狹き時は尙之れを內海と認む例之黑海の如し黑海は元土耳古の所領として外國船舶の出入を許さゞる所なりしが一七七四年に至り露西亞却て此上に特權を有することゝなり一八五六年巴里條約締結せらるゝに及て各國船舶は自由に航通するを得ることゝなりぬ而して是と同時に單に海上警察の必要に應ずるが爲めの外露土兩國共に艦隊を備ふることを許さずと規定せられしが後一八七一年の倫敦條約及一八七八年の伯林條約により露土兩國共に此制限を解かれたり

內海　裏海　黑海

第五款　海峽

海峽に付ても亦領海に關する規則を適用す可し即ち其幅十二海里に過ざざる者は沿岸國の領海と見る可く若し其沿岸國一ならざる時は中央線を以て其境界となし兩岸の國家に分屬す可し然り而して若し兩岸一國に屬する海峽にして公海と公海との間に在る時は其海峽は之れを世界の公道と見る可くして沿岸國と雖も妄に之れを閉鎖するを得ず之れに反して內海と公海との連鎖をなす者に至りては其沿岸國の主權の下に立ち時としては閉鎖せらるゝことある可し只今日の實際に於ては航海自由の通則に據り常に之れを開放するを普通とす

海峽　ダーダネルス海峽

世界に於て最も注目す可き海峽をダーダネルス海峽とサブラルタル海峽の二となすダーダネルス海峽は始め一八〇九年英土間の條約により一切商船の通過を許すも軍艦は之れを許さずと定め一八三八年露國の軍艦のみは此例外となしたり一八四一年倫敦に於ける海峽條約により再び一切軍艦の通航を禁じ只公使館の用に供する爲めには土耳古帝の許可を得て僅に通航するを得と改めたり而して其後時々之に關する紛紜ありしと雖も終に尙ほ今日に至る迄此

ジブラルタル

規則は存在し露國の爲めに重大なる苦痛を與へつゝある者とすジブラルタル海峽は地中海の咽喉にして軍事上重要なる地點なり英國は西班牙の海岸を割取し其千呎以上の絶壁に據り堅牢無比の砲臺を築き儼然として此小海峽を俯瞰し以て地中海の覇權を握るの象をなせり

運河　スエズ

第六款　運河

中央亞米利加を貫通す可き運河は未成功せず今日運河として最も重要なる者をスエズ運河とす而して斯の如きの設備は世界全般に關する重大なる者にして其功亦世界全般に亘る者なるを以て妄に是を封鎖するが如きことなからむを要す去ればスエズ運河に關しても一八八八年土京に於て結ばれたる條約あり運河は嚴正中立にして

一、如何なる場合と雖も商船の通航を禁ずることなく戰時と雖も之れを封鎖するを得ず

二、運河の兩口に在る港及其港より三海里以内に於ては交戰行爲をなすを得ず

三、交戰國の軍艦は天災の外二十四時間以上碇泊するを得ず又交戰國一方の軍艦が通過したる後二十四時間を經るに非らざれば他の一方の軍艦は之れを通過するを得ず

四、運河の中央に在る湖水の部分に就ても以上の規則を適用す

國内河川と國際河川

等のことを規定したり

第七款　河川

河川に國内河川と國際河川との二種類あり一は單に一國の領土内を貫通せるものにして一は其流域數國に亘る者を云ふ前者は全く一國家に專屬する者なるにより世界交通の通儀に反せざる限りは其國の自由に經營し所分することを得る者とす後者に至りては則ち然らず一八一五年の維納會議の結果國際河川に關し大要左の數則を制定し各國は之れに服す可きことゝなれり

一、國際河川の航行は其河口に至る迄萬國民の自由なり

一、航行に關する警察規則は各國民に對し一樣ならざる可らず

一、沿岸諸國は其自己の領土を經過せる河川の部分に付き航行に必要なる

諸種の設備をなし其費用を負擔す可し

一、通過稅は之れを廢す但し一般航海の便利の爲め施したる工事費用の返還に供する爲めの徴稅を爲すことを得

國際河川の好例はダニューヴ及コンゴーの兩河川にして共に以上の規則に因りて支配せられ常に中立にして航行は自由なる者とすダニューヴにダニューヴ委員會ありコンゴーにコンゴー委員會あり常置の者にして列國委員の集合して航行規則實施の監督に任ずる機關なり

第一章　國家の種類

單純國家
複雜國家

國家を大別して單純國家と複雜國家との二となす單純國家とは只一國が獨立して其組織も更に變躰を有せざる者を云ふ今日の多數なる國家は概之なり複雜國家とは二國以上が多少相關係して存在する者にして更に之れを二種に分つ一は則二ヶ以上の國家が平等の權を以て相合する者一は則ち二ヶ以上の國家が其間に多少從屬の關係を有するもの是なり

君合國
政合國

一　平等の權を以て相合する國家も更に細別することを得君合國政合國即ち之なり

一、君合國（パーソナル、ユニオン）

本來二個の獨立せる國家にして偶然同一の主權者を戴くもの是れを君合國と云ふ而してもと相獨立せるものなるを以て君合國と云ふと雖も單に主權者を一にするのみ其內部に於て兩國家は相獨立せるのみならず外部に對しても亦全く別個の國家たり若し其主權者にして位を去り其後繼者にして再共通して兩國の主權者となるに非らずんば兩國家の合同關係は斷絕し了る可し

嘗てコンゴー國の創設せらるゝや白耳義王レオポルド二世を戴て國王となし茲に兩國の間に君合國の關係を生じたりしが一八八九年八月二日一片の敕令に由てコンゴー國は終に白耳義の殖民地たるに過ぎざるものとなり終れり

二、政合國（リアル、ユニオン）

二個以上の國家が其內部の主權を有しながら外部に對して全く、一體をなすも

の是を政合國と云ふ之れを細別して聯邦と合衆國との二となす

聯邦

イ、聯邦

聯邦とは是れを組織する各國家が其主權の一部を共同して行はんとする政治上の合同にして外部に對しては一體の觀をなすと雖も內部に於ては各國家相獨立して存立す而して各國家は自國一個の利害に關しては獨立して外國と交渉し使臣の交換をなすことあり又各國家より代表者を出し一の議會を組成すと雖も此議會たる各國家の上に立つ政權には非ず只代表者相集りて一の協議を遂ぐる機關たるのみ從て其議會の議決は直に強行せらるゝに非らず各國家が更に之れを受けて其各自の事務として之れを行ふのみ此種の組織は曾て北獨逸聯邦に於て之れを見しと雖も現今は其例なし

合衆國

ロ、合衆國

合衆國の聯邦と異なる處は(一)其外部の關係に就ては各國は全く合衆國政府の支配を受けざる可らず(二)其中央議會は一の政權にして全く各國を統治するの一點にあり今日の墺匈帝國瑞典那威の如き即ち之れなり

墺太利匈牙利

墺太利匈牙利帝國

墺太利と匈牙利とは一八六七年の協和に由て一國を形成し爾來連綿として國運日に盛なり其君主を墺太利帝匈牙利教王と云ひ帝位はハプスブルグ、ローレーン家の世襲とす而して外交の事、軍備の事、共通の事業に關する財政は之れを墺太利匈牙利帝國の事務とし共通の機關と大臣とに因りて之れを處理す立法權は兩國の議會の行ふ處なりと雖も共通の目的に使用せらる可き金錢に關する事件及共通各大臣の監督に就ては所謂委員會（デレゲーション）の議決を俟つを要す所謂委員會とは墺太利の上院議員二十名下院議員四十名より成りたるものと匈牙利の上院議員二十名下院議員四十名より成りたるものとの二つにして每年維納とペグダッドとに交替に召集せらる而して二つの該委員會は各獨立して議決をなし相互の間は只文書を以て其意見を通ずるのみ若し文書の往復三回にして尙兩委員會の意見相一致せずんば兩委員會より同數の代表員を出し協議會を開き討論を用ひずして直に投票に因りて事を決せしむ

瑞典那威

瑞典那威

那威はもと丁抹王の所領なりしが一八一四年一月十四日キールの條約に於て瑞典王に讓與せられき時に那威人民は皆此讓與を肯ぜず議會を開て新王を選立し瑞典と抗せんとしたり乃ち瑞典王は兵を遣はして那威に入らしめ終に仝年八月十四日モッス條約を結び那威は瑞典と連結したる獨立國なることを承認し以て平和を克復したりき此の如き沿革あるに因り此兩國は今に至る迄內部に於て相互の獨立を有し各自議會を有し法律を有し仝く別個の觀を存す然れども君主承繼の法律に至りては兩國の者仝く相同じきを以て此兩國を連結する君位に付て兩國の間に衝突を來すの憂あらず加之外部に對しては仝く一國にして外交事務は兩國共通の事務たり

納貢國

第二

其間に多少從屬の關係あるにより複雜國とせらるゝ者は又數種に分つことを得納貢國從國被保護國是なり而して其從屬と云ふ點よりして多少其主權の制限を受く故に又之れを半權國とも云ふ

一、納貢國

其名の如く他國に對して年々貢物を納るゝ義務ある國を納貢國と云ふ

從國

二、從國

從國とは主國に對するにしてもと他國の君主より領地として與へられ若しくは從來の領地を他國より認められて茲に一國をなすものは概此類に屬し主國に對し相當の敬禮をなし又一定の義務を負ふ蓋し封建時代の遺物なり埃及の如きは土耳古の從國にして又納貢國たるものなり

被保護國

三、被保護國

弱國にして強國の保護を受けて存立するもの之れを被保護國と云ふ蓋し過渡の時代にある國家にして漸次實力充溢の時を待ちて完全なる獨立國となるか或は漸次強國の所領となり終るべきかの二途に分るゝものなり

第三章　政體

第一節　政體の區別

第一款　總論

茲に政體の區別を說くに當り先づ始めに主權の總攬者と元首の事に付て數言を費さゞる可らず主權の總攬者とは主權を行ふ最高の機關にして換言すれば國家の機關中自ら自己の權限を無制限に伸縮する權を有する最高の機關なり此の如きの機關は假令現に一切の主權を行はざるも其必要と認むる場合には一切の他の機關の權限を奪ひ之を自己の掌中に收むることを得る者なるを以て結局他の機關は其委任によりて主權を行ふ者と認むることを得べし而して自己の權限を無制限に伸縮するの權を有する機關とは是直に憲法を變更するの權を有する機關を指すに外ならず乃知るべし憲法を變更する權を有する機關は國家最高の機關にして即ち主權の總攬者なることを

元首

國家の元首とは其言葉の意義より見れば國家最高の機關即ち主權の總攬者を指す者の如しと雖ども(現に君主國の元首は同時に主權の總攬者なり)實は然らず國によりては憲法變更の權限を有する機關にあらずして而かも國家の行政を統轄する機關を有する處あり此の如き機關は間斷なき國家の生存を表彰するものなるを以て是を元首と稱するを常とす

政體を區別し其種類を論ずるに當り其取る處の標準により其歸着を異にするは素より當然のことに屬す今茲には統治權の總攬者を標準とする區別と元首を標準とする區別との二を說かん彼の主權所在の差異即ち主權の主體の何たるやに因て政體を區別せんは不可能のことゝす蓋主權は國家に在る者にして主權の主體の國家なることは萬國を通じて一なるを以てなり

第二款 主權總攬者を標準としての政體の區別

此標準に因て政體を區別すれば(一)君主政體(二)貴族政體(三)民主政體の三となすことを得君主政體とは君主が主權の總攬者たるものにして貴族政體民主政體とは貴族若くは人民が主權の總攬者たるものなり尤も貴族若くは人民が主權を總攬すと云ふも貴族若くは人民は人格者に非らざるを以て一の意思を有せず從つて國家の意思を成立せしむる機關となす可らずされば貴族政體と云ひ又は民主政體と云ふは貴族の階級に屬する者より成り一定の方式を以て議決する合議體若くは其選擧に成る議會又は一定の方式を以て議決する人民の合議體若くば其選擧に成る議會が主權の總攬者たる政體を云ふなり

第一ノ區別 君主政體

立憲と專制

君主政體は更に之を二に別つ君主が他の機關の參與を待たずして一切の主權を行ふもの是を專制君主政體と云ひ君主か主權を行ふに當り一定の事項は人民又は貴族の合議體若くは其選擧に由て成る議會の參與に待たざる可らざるものは是を立憲君主政體と云ふ露西亞帝國支那帝國等の如く文化の度未た幼稚にして人民の智識尙ほ進まざる國に於ては多くは專制君主政體を有し日本帝國英吉利王國其他歐洲諸國等の如く文化の度非常に高く人民の智識よく發達したる國に於ては多くは立憲君主政體を有す

民主政體

民主政體は代議民主政體是なり人民中一定の資格ある者直に入つて主權を總攬する合議體を組織する者之を前者となし人民の選擧によりてある資格を得たる者相合して主權の總攬者たる一體を形成するもの之を後者となす佛蘭西共和國及獨逸の三共和都市(ブレーメン、ハンブルヒ、ルューベック)等は代議政體を有し瑞西共和國北米合衆國等は其國の成立上稍變態をなす而して北米合衆國の各州の如きは憲法の變更に付ては立法議會の議決と人民直接の投票とを要するを以て直接代議の混合體の觀あり直接民主政體の好例は瑞西のあるカントンに存在す

貴族政體は現今其例なし

君主政體の國に於ては主權の總攬者は同時に又元首なり反之現存せる民主國に於ては二者は全く相異なる而して同じく是れ民主國なりと雖とも其元首の組織幷に地位は又た相同じからず北米合衆國及佛蘭西共和國に於ては一人を以て其元首とし瑞西共和國及獨逸の三市等に於ては合議躰を以て其元首とす

以上の三政躰相合して一の政躰を爲すとあり英吉利王國白耳義王國及伊太利王國等に於ては君主と議會とが主權を總攬するを以て是を君民同治政躰又は國會君主政躰と呼ぶを當れとす

尙右の區別法に因る政躰の種類を明白にせんが爲に表にて示せば左の如し

政躰
- 民主政躰
  - 代議民主政躰(佛蘭西及獨逸の三市)
  - 直接民主政躰
- 貴族政躰
- 君主政躰
  - 獨裁君主政躰(露西亞、支那等)
  - 立憲君主政躰(日本、英吉利等)

第二の區別　法

第三款　元首を標準としての政躰の區別

元首は一人なることあり或は二人以上の合議躰なることあり其一人なる政躰を獨任政躰と云ひ合議躰なる政躰を合議政躰と云ふ元首は又た無答責なるあり有答責なるあり其無答責なる元首を戴く政躰を君主政躰と云ひ有答責の元主を戴く政躰を共和政躰と云ふ

元首が有答責なる政躰に於ては元首の外必ず元首の責任を問ひ得るの機關なかる可らず之に反して無答責の元首を戴ける政躰に於ては元首が其政務を行ふに當り必ず之に參與せしむる機關を有する者と否らざる者との別あり前者を立憲君主獨任政躰と云ひ後者を專制獨任君主政躰と云ふ

今上述の區別を表にて示せば左の如し

政體
- 獨任政躰
  - 獨任君主政躰（專制獨任君主政躰（支那、露西亞））
  - 獨任共和政躰（佛蘭西、北米合衆國）
- 合議政躰
  - 合議君主政躰（立憲獨任君主政躰（日本、英吉利等））
  - 專政合議君主政躰

- 合議共和政躰（瑞西、獨逸の三共和都市）
- （立憲合議君主政躰（獨逸帝國）

右の中其所謂專制合議君主政躰なる者は現今其例なし

以上說明したる所に由て政躰の種類は略ぼ明ならん而して次節に於て各國の政躰を說くに當りては特に第二の區別法を採る蓋其區別法たる精細にして又所謂例外なる者を認むべきの煩少きを以てなり

第二節　各國の政躰

日本帝國

日本は萬世一系の天皇を戴く特種の帝國にして天皇は主權の總攬者たると共に又帝國の元首たり而して其權力は絕對無限にして如何なる機關も其責任を問ふ事を許されず只帝國議會國務大臣及裁判所等の機關ありて各立法行政司法の事に參與するのみ去れば其政躰は立憲獨任君主政躰なり

露西亞帝國

露西亞は今ロマノフ、ホルスタイン家の統治する處にして其帝位は世襲を以て

相傳ふ而して其所謂ザー(帝)は立法司法行政の全權を握るものにしてザーの意思則ち法律なるを以てザーの施政を輔くる諸の機關の如きもザーが一片の命令の爲に改廢せらるゝなきを保せず專制獨任君主政躰と云ふものゝ好適例は茲に在り

獨逸

獨逸帝國

獨逸帝國の帝位は普魯西王の世襲する所たり而して其帝たるものは帝國の戰鬪力を統帥し又た外に向つて帝國を代表するのみならず國防の爲には宣戰を布告するの權を有すと雖ども而かも攻勢を取つて外國と難を構ふるが如きは聯邦議會(ブンデスラート)の議決に對しては所謂ベトー(禁止不裁可權)を有せざる可らず又聯邦議會及帝國議會(ライヒスタッハ)の議決に對しては所謂ベトーの權を有せず乃ち帝と稱すと雖ある政務に就ては他國の帝王の如く單獨の意思を以て行動するを得ず必す他の機關との合議を必要とす此の如きの政躰を稱して立憲合議君主政躰と云ふ

佛蘭西

佛蘭西共和國

北米合衆國

瑞西

佛蘭西に於ては上下兩院相合して所謂國民議會(ナショナル、アッセンブリー)を組織し茲に於て大統領を選擧し其選擧に因てあげられたる者は大統領として一國の行政を統轄し一國の間斷なき生存を表彰す乃ち獨任共和政躰なり

北米合衆國

合衆國に於ては各州に於て其選出に係る上下兩院議員と同數の選擧人を選出し其當選者は相合して一つの選擧會を成し茲に於て大統領の選擧を行ひ其結果を上院の議長に報告す而して上院議長は兩院議員の面前に於て各州より集り來れる選擧會の報告を調査し全選擧人の過半數の投票を得たるものを以て大統領となす其大統領となりたる者は合衆國の行政を統轄し內外に向つて一國の生存を代表するものにして國の元首たることは佛國大統領と異なるなし乃ち其政躰も佛國と同じく獨任共和政躰なり

瑞西共和國

瑞西には七人の議員より成る聯邦參議院あり專ら行政を統轄する機關とす大統領及副統領ありと雖ども是れ單に聯邦參議院の議長副議長たるに過ぎざる

ものにして佛國合衆國の大統領の如く單獨に國家を代表するの機關にあらず此の如き政躰を稱して合議共和政躰と云ふ

獨逸の三都市

ブレーメン、ルューベック、ハンブルヒ

亞細亞諸國

ブレーメン、ルューベック、ハンブルヒの三市に於ては各議會を有し其議會は立法行政の大權を行ふ其議長を市長となす而して行政を統轄し各市を代表する者は市長にあらずして議會なり故に此の如きは合議共和政躰と稱せらる

其他の諸國

○亞細亞諸國

支那朝鮮邏羅を始めとしアフガニスタン、ペルジスタン、ブータン、チバール、オーマン、波斯等の諸國一として專制獨裁君主政躰ならざるはなし蓋是等の諸國は未だ充分の發達をなさず人民の智識甚幼稚にして政治の何たるやを知らず參政の權の何を意味するかを悟らず儼然として過古の歷史により治者被治者の間の區別あるを知るのみ而して治者は又古來の思想により國土人民を私有するの觀念を有し未だ明かに國家の本質を知らず又た如何にして發達し進歩すべきやを知らず斯くの如く上下相識らずして僅に舊制を維持しつゝあるのみ

歐州諸國

○歐羅巴諸國

歐羅巴の諸國は大抵文明普及し人民の智識發達せるを以て十九世紀の革命時代以後は殆ど皆成文憲法を發布し人民に參政權を與へ所謂共和政躰若くは立憲君主政躰を布けり今日尚專制君主政躰を有するは露西亞帝國と土耳古帝國とのみ然り而して佛蘭西瑞西アンドラ、サンマリノ等は皆共和政躰を有し其他の諸國英吉利、獨逸、瑞典、那威、丁抹、和蘭、白耳義、西班牙、葡萄牙、モナコ、伊太利、希臘、塊太利、匈牙利、セルビア、ルーマニア、モンテネグロ等は皆立憲君主政躰を有す

亞弗利加諸國

○亞弗利加諸國

亞弗利加州には完全なる獨立國と稱すべき者甚だ少く多くは歐州各國の殖民地又は保護國たり而して由來土人の設立する國家にして各國の保護の下に立つものは多くは專制君主政躰にして白人の設立する國家は大抵共和政躰なり埃及、スーダン等は即前者にしてリベリヤ、オレンジ自由國、南亞弗利加共和國は後者に屬す

亞米利加諸國

㊀南北亞米利加諸國

亞米利加州は素コロンブスの發見したる大陸にして從つて之に國するの民は多く近世歐州各國より移住したる者又たは其子孫なるを以て其法律は皆人民の參政權を認め且つ其建國の歷史上君主を缺くを以て皆一樣に共和政躰を有す彼のブラジルの如き一八八九年迄亞米利加大陸に於ける唯一の君主國なりしと雖今は然らず

第四章　君主國

第一節　君主國の君主

君主の國法上の地位

第一款　君主の國法上の地位

君主の國法上の地位は其政躰の異なるに從ひ自相異るは明なる處にして前章に於て述べたる如く全く君主を戴く政躰にても專制君主國立憲君主國君民同治國等の別あり專制君主國に於ては主權を總攬する者は君主にして君民同治國に於ては君主と議會となり彼の英國の如き君民同治國に於ては國家の主權

立憲國の君主

は君主と兩院と之を總攬し所謂キングオブ、パーリヤメントは治くして及ざる處なしとせらる獨逸諸國の憲法には君主を以て主權の總攬者となし特に之を明記せる者あり我國の憲法も亦た此元則を採り其第一條に於て大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと規定せり

專制君主國に於て主權の總攬者となすは殆んど疑を容るゝの餘地なし然れども其他の君主國に於ては君主が主權を行ふに當り必ず他の機關の參與を規定し一面より之を觀察すれば君主は議會の協贊を得ざれば主權を行ひ得ざるが如きの觀を呈し其何が故に主權の總攬者たるかに付て多少の疑なきに非らざるに似たり

以上の疑問を說明するに就ては從來國法學者の所說甚だ區々にして其論戰を記述するは尤も趣味あることに屬すと雖も玆に是を詳說するは政治地理學の範圍を脫出するの嫌なきにあらざるを以て之を措き只尤も廣く行はるゝ所の說明を引て以て此疑問を解かん

凡そ法律に遵由の效力あるは君主の裁可あるが爲にして議會の協贊の效力は

國家機關の內部に止まり直接臣民に對して效力を有するに非らず議會の議決は只其君主が之を嘉納し之に大臣の副署を命じて其君主直接の意思として裁可し發布したる時に臣民を拘束すべき效力を生ずるのみ之を反對の方面より云へば君主が裁可したる法律は議會の協贊の有無に拘はらず臣民に對して法律たるの效力を有するものとし只此の如きの場合には君主を輔弼するの責ある國務大臣をして憲法違反の責任を負はしむるのみ然り而して法律が單に君主の裁可に因て外に對し效力を有する以上は立法權も亦た君主の總ぶる處憲法變更の權も亦た君主の有する所たるは疑を容るべからず然らば卽ち專制君主國以外の君主も亦た主權を總攬せる者と云ふ何ぞ不可あらんや

君位繼承法

第二款　君位繼承法

國家の機關は長へに存在せざる可らず而して機關を組織する各個人は一定の命數あり是君位繼承法の起る所以なり

君位繼承の法は繼承の順序とに由て定まる繼承の資格とは如何なる資格を有する者に限り君位を繼承するを得るやを定むるものにして繼承の順序とは一定の資格要件を具備する者の中誰れが先づ君位を繼承すべきやを定むる者なり而して此二者は共に國法上當然定まる所の者にして各個の場合に於て特に之を定むる者に非らず

繼承の資格

一、君位繼承の資格

君位繼承の資格要件たる事項は國により其定むる所に多少の異同あるは言ふを竢もなし今其主なるものを擧ぐれば左の如し

始祖の後裔

（イ）始祖の後裔なること　何れの世襲君主國に於ても之を以て繼承の一要件とせることは殆一致する處にして始祖の兄弟叔伯の後裔は繼承の資格なしとす而して始祖と後裔との關係は血族關係ならざる可らず養子の制度は那破崙帝國の時之を血族關係と同視したる事例なきに非らざるも多くは私法上の事として之を排し公法上君位繼承の資格を論ずるに當りては之を認めざるものとす我日本に於ても皇族は養子を爲すことを得ずとの規定あり普魯西に於ては選候フレデリック一世を始祖とし此人の兄弟叔伯の子孫は王位を承くるの資格なし而かも此人の後裔既に絕へ今日に於てはフレデリック・ウイリヤム

二世の後裔存するのみなれば此人を以てホーヘンツオルレン家の始祖と爲せり英吉利に於ては一七〇〇年のアクト、セットルメントに因てハノーバー家をり英吉利に於ては一七〇〇年のアクト、セットルメントに因てハノーバー家を王統としゼームス一世の孫ボヘミヤのエリザベスに遡り其娘たるハノーバーのソフィヤの子ジョージ一世を以て國王とし之を始祖と見る我日本に於ては神武天皇の後裔たるべきは言を待たず

男系の男子

（ロ）男系の男子たること　是に關しては諸國の制度に二種別あり一は男系の男子の外全く繼承の權を有せずとするもの即女子は勿論男子も女子の子孫たる者は繼承するを得ずとする者我日本、普魯西、白耳義、伊太利、瑞典、丁抹等此制度を採る二は女子及女系の男子にも繼承の權を與ふる者此中に又二種別あり（A）同系内に於てのみ男子を女子より先きにする者（B）男系の全く絶えたる時始めて女子に繼承の權を與ふる者是なり前者は英吉利、西班牙、葡萄牙等の制度にして後者は埃太利及び獨逸の諸國（普魯西を除く）和蘭等の制度なり

嫡出子

（ハ）嫡出子たること　歐羅巴諸國の法にては嫡出子にして父も嫡出の者に非らざれば繼承の資格なしとし又認知に依て嫡出子とするは公法上之を許さず伊太利にては認知の嫡出子を繼承せしめたる例あり我國にては皇庶子孫も皇位を繼承するを得

結婚の認可

（ニ）家法に依て認可を得たる結婚より生れたる子孫たること　是諸國の制度に於て等しく繼承の要件となせる處なり普魯西に於ては皇族の結婚は總べて國王の認可を經べしとの規定を設く蓋し無認可の結婚は民法上無效に非らざるも國法上何等の效力をも有せざるを意味し其妃及び子孫は共に皇族の待遇を受くるを得ず從つて君位繼承の資格を享けざるを明にせる者なり我日本に於ては皇族の結婚は敕許によるを要し若し之なきの結婚は單に國法上の效力を有せざるのみならず民法上婚嫁それ自身も亦た無效にして其間に生れたる子孫は庶出の皇族たるの外なき者とす

對等の結婚

（ホ）對等の結婚より生れたる子孫たること　是は數多の諸國殊に獨逸の諸國にて繼承の要件とせる所なり對等の結婚とは諸國の王室の慣習及家法に依て定まれる者にして概言すれば現に一國を統治せる君主の家族又は嘗て一國を統治せし人の家族との結婚を云ひ然らざる者は身分違の結婚として其間

に生れたる子孫には繼承の資格を與へざるを常とす我日本に於ては皇室典範に皇族の婚嫁は同族又は敕許により特に認可せられたる華族との間に限る可き事を規定せり去れば士族平民との結婚は無效にして其結婚によつて生れたる子孫は庶子孫と見ざる可らず然りと雖も此皇室典範の規定は他國に於ける對等の結婚に關する規定とは大に趣を異にせる事を注意せざる可らず何となれば華族の爵を與ふることは君主の大權に屬する者なるを以て皇室典範の規定は時に其內容を伸縮することあるべきを以てなり

信敎

（ハ）信敎のこと　歐羅巴諸國にては間々信敎を以て繼承の要件となせる所あり英吉利にては羅馬敎の信者又は其信者と婚せる者は君位を承くるの資格なしと定めたり又普魯西にては信敎に付ては規定なきも僧侶は還俗せざれば繼承の權を得べからず故に還俗を許されざる羅馬敎の僧侶は永く繼承の資格を得ることなし

能力

（ト）身躰上精神上の無能力者たらざること　英吉利、普魯西、及其他諸國の憲法は多くは身躰上精神上の無能力を以て繼承資格喪失の原因とせず單に攝

攝政

政を置くの原因となせり我日本の皇室典範は其第九條に於て皇子精神若くは身躰の不治の重患あるか又は重大の事故ある時は皇族會議及樞密顧問に諮詢して繼承の順を換ふるを得る旨を規定せり

（チ）諸國の憲法は往々議會の同意なくして或は同意の有無に拘はらず君主が同時に他國の君主となるを許さゞる旨を明言したるあり　普魯西、白耳義丁抹、瑞典等は他國の君主を兼ぬるには議會の同意を要すとし和蘭は絕對に之を禁ず蓋此規定も亦た間接に君位繼承の要件に影響を及ぼす者にして既に外國の君主たる者は例令他の總ての資格要件を具備し且つ順位に於て最先の地に在りと雖も議會の承諾なくしては君位に即くを得ず又は議會の承諾の有無に拘はらず繼承するを得ずとの事を言明したるものなり

繼承ノ順序

二、君位繼承の順序

君位を繼承する資格を有する者同時に數人あるとあり而かも今日の如く國土分配は國家の性質に反するものたる事明なるに及びては一般に單獨繼承のみ行はれ從つて數人の有資格者中より一人を選ばざる可らざることゝなれり是

君位繼承の順序の定まる所以なり大要左の如し

最近親繼承　（イ）最近親繼承　此法は前代の君主に血緣最も近きものを選び同親等者間に於ては長者を先きにするの制なりザクセン、ヴュルテンベルヒ等多數の獨逸諸國に於て男系絕え君位女系に移るに際し其最初の繼承者を定むる爲に用ゆ

年長者繼承　（ロ）年長者繼承　繼承の資格を有せる人の中にて最年長者が繼承するの制にして君位繼承に關しては其實例なし只攝政の順序を定むるに當り此法を用ゆる所あり

次子繼承　（ハ）次子繼承　長子が既に大國の君主となりたる時の如き變態の塲合に際し行はるゝ所の制にしてバイエルン等の法には此規定あり

長系繼承　（ニ）長系繼承　最も普く行はるゝは長系繼承の制となす此制たる

（一）繼承の順序は前代の君主に對する親等の遠近に因て定まること

（二）同親等內に於ては長は幼に先だち繼承すること

（三）最初に繼承の權ある者が君主に先ちて早世したる時は其子孫は所謂代表の權により父祖と同じ地位に立ち繼承の順位に對して優先權を占むるとの三元則より成るものにして普魯西、伊太利、白耳義、丁抹、瑞典並に獨逸の二三國に於て單純に行はれつゝあり我日本も亦た此制を採れる國にして君主に對する同親等の者及び其子孫の間に於ては庶子は嫡出子に讓らざる可らず異等親の系統に付ては親等の遠き嫡系は近き庶系に讓らざる可らず同親等の庶系に於ては長系は幼系に先たつと規定せらる

特別の繼承　三、特別の繼承法

始祖の後裔全く斷絕したる時は通常の繼承法に由て其空位を充たすことを得ず此塲合を豫想して諸種の規定を置ける邦國あり獨逸諸國には所謂繼承契約なるもの存在し是に依て若一國の王統絕えたる時は他家の人入て之を繼承すべきを約したるあり（ザクセン等）又憲法變更と同じ手續に依て更に王統を定むべきを規定したるあり（オルデンベルヒ）和蘭、西班牙、瑞典、丁抹等に於ては王統斷絕の秋に限り王統を選立するの權は議會の有する所とす

第二節　共和國の元首

大統領

共和國に於ては其大統領を以て國の元首とす而して其大統領は國民の選擧によりて其位に任じ在位の間は一國の行政を統轄し一國の運命を一身に負ふこと君主國の君主に異なるなし

君主國の君主は世襲に因て其位に即き終身其位に在ること各君主國を通じて殆んど相等しく其權限に於ても亦た立憲國たると否とに依て多少の差あるの要なしと雖ども大統領に至つては然らず各國各自に其憲法を異にし從つて大統領の選擧法其任期其權限等に多少の異同あるを以て今主なる國の大統領に就て聊か左に記述する處あらんとす

合衆國

北米合衆國

選擧法

北米合衆國に於ては先づ各州より其州選出の上下兩院議員と同數の大統領選擧委員(上下兩院議員と兼ぬることを許さず)を選出す其選擧法は各州の立法に委ね別に一定の者なしと雖ども實際は各州省人民の公選によれり而して各州の大統領選擧委員は其州に於て會同して投票を爲し其結果を調査し投票錄を作りて之を上院議長に送り上院議長は兩院議員の面前に於て各州より到來せる投票錄により投票の數を算し選擧人の過半數の投票を得たるものを以て大統領の當選者と定む

以上は法律上の手續にして實際に於ては大統領の候補者は原選擧人の指名に依て定まり選擧委員は皆其黨派の候補者に投票するを以て何人が選擧委員たるも其結果は同じ從つて大統領は正式の選擧を待たず各州に於ける選擧委員の選擧の結果に因て其當選者を決定するを例とす

副統領

米國には副統領あり平素は當然上院の議長たる者にして若し大統領の任期中缺員となりたる時或は故障の爲め政務を行ふ能はざる時は直に代つて大統領に任ずる者とす

大統領又副統領に任ぜらるゝ人は出生による合衆國の人民たるを要し又年齡卅五歲以上にして十四年以上合衆國に住居する者たるを要すと定めらる

大統領の權利義務

大統領は行政の首長にして又た軍隊の元帥たり然れども別に一般臣民と異な

りたる特權を享有せず憲法は只一定の歲費を與へ其任期間之を變更することを得ずとの保障を與へたるのみ(歲費五萬弗)却て其行爲に就ては一般の官吏と仝じく議會に對して責に任ぜざる可らず其責任を匡す方法を彈劾と云ひ下院之を提起し上院之を裁決す

任期　大統領の任期は四年とし期充ちて再選せらるゝを妨げず只二任期間在職せしものは重ねて選擧せられざるを例とす

佛蘭四選擧法　**佛蘭西共和國**

佛蘭西の大統領は上下兩院の合同したる所謂國民議會によりて選擧せらるゝ者にして前大統領の任期滿限の日より一ヶ月以前に兩院を召集すべく若し召集なきときは任期滿限前十五日に議會自集會し又大統領の任期中缺員生じたる時も議會自集會し若し下院解散中なれば直に選擧會を開き上院は當然集會し此の如くにして國民議會を組織し此に於て大統領選擧を爲し其投票の過半數を得たる者を以て當選者とす而して其被選擧資格に至ては只曾て佛國に君臨せし王統の人を排するの明文あるのみ

權利義務　副統領は之を置かず大統領の任期中缺員となり新大統領未だ選任せられざる間は內閣代つて行政權を行ふ

瑞四　米國の大統領と異なり佛國の大統領は一身上の利益ある地位に在り即自己の行爲に付き其責に任ずる事なく國務大臣其責に任ず只叛逆の罪に關しては大統領自ら其責に任じ下院の彈劾により上院之を判決す

大統領は又た刑法上特別の保護を受け文書に依て之に侮辱を加へたる者は一般人民に之を加へたる者よりも重き刑を課せらる大統領は又勳章を有する階級の長たり歲費は米國と異なり年々豫算に揭げて議會之を議決す其額は大抵歲費六十萬フランと外に交際費旅費等六十萬フランとす

瑞西共和國

瑞西に於ては大統領と稱する者は其聯邦參議院の議長たるのみ聯邦參議院とは聯邦議會の選立する七人の議員より成る合議躰にして行政を統轄す而して所謂聯邦議會なるものは州會(ステンデルラート)及國民會(ナチオナルラート)の合同して組織する者にして大統領も此會より選出せらるゝ處とす大統領は每

年一月一日より十二月末日に至る滿一ヶ年の間在職する者にして再選せらるゝを許さゞるに非ずと雖も引き續きて翌年又在職するは法の禁ずる所なり

墨斯古

墨斯古共和國

大統領の任期は四年とし再選せらるゝを妨げず其選擧は普通選擧に依て選出せられたる大統領選擧委員の手に於て行はる而して不在其他の事故に依て大統領を缺ぐに至りたる場合に於ては議會は直に大統領の職を取る者を選擧し是に一時或は當然の改選期迄大統領の事務を行はしむるの權を有す

ブラジル

ブラジル合衆國

ブラジルの大統領は同國の出生による臣民にして卅五歳以上の男子たるを要し國民一般の普通選擧により過半數の投票を得たる者に限る而して互に血族關係ある者は同時に正副兩大統領の候補者たるを許さず又た前任者の血族は前任者の解職後六ヶ月を經過せざれば候補者たるを得ず重任するも亦た法の禁ずる處たり

大統領は大臣を任免し陸海軍を統帥し又ある範圍内に於ては宣戰媾和の權を

も有す

智利

智利共和國

大統領は北米合衆國墨斯古等の如く間接選擧により選擧せられ其任期は五年とし再選を許さず而して同國の大統領は立法に於て一種のベトーの權を有し議會に對し其議決を却下する事を得若此事ありたる場合に於て議會は再議を開始し出席議員三分の二以上の贊成を得るに非らざれば大統領に之を再回附して法律となさしむる事を得ず歳費は一萬八千ペソスとす

其他

其他の諸國

國名	任期	選擧法	雜記
ペルー共和國	四	直接選擧	再選を妨げずと雖も引き續て在職するを許さず歳費は三萬ソール外に交際費一萬八千ソールを與ふ
アルゼンチン共和國	六	各州より上下兩院議員の二倍の選擧委員を擧げ之を選擧せしむ	出生による國民にして羅馬敎の信徒たるを要す再選を許さず三萬六千弗の歳費を受く

ボリビヤ	四	直接選擧	連續して在職するを許さず			
コロンビヤ	六					
イクアドル	四	直接選擧	ベトーの權を有する智利の大統領の如し			
パラグエー	四		歲費千九百磅			
ヴエヂエラ	二	聯邦參議院の議員中より選擧して其議長たると共に大統領たるものなり	次期に直に再選せらるゝを得ずベトーの權を有せず			
ウルグエー	四					
コスタリカ	四	間接選擧				
ガウテマラ	六		不許再選			

ハイチ	七	間接選擧				
ホンドラ	四	直接選擧				
ニカラガ	四					
サルバドル	四					
サントドミンゴ	四	間接選擧				
リベリヤ	二		出生による國人にして六百弗以上の不動產を有する者に限る			

第五章　國務大臣

各國は其政躰の如何に關せず君主又たは大統領の下に國務大臣を置き以て其元首を輔弼せしむるを常とす而して專制國に於ては君主の專斷を以て政治を行ひ又た別に參政の機關を限定せざるにより其大臣も單に事實上君主の施政

憲國の國務大臣

を輔助するのみ然れども立憲國に於ては其大臣は只事實上の輔助者たるのみならず又た形式上に於ても其君主の施政に參與するの必要ある者なるにより聊か特別の地位と責任とを有するは言ふを待たざる所なり以下少しく立憲國の國務大臣に就て語る所あらん

立憲國の國務大臣

國務大臣は元首を輔弼する機關にして元首の政治上の行爲は總て國務大臣の輔弼を待たざる可らず而して各國の實例を見るに國務大臣は行政各部の長官として行政事務を分擔するが如しと雖ども之れ必しも當然法理の要求する所にあらず一定の事務を擔任せず只だ内閣に列して國政を議し法律命令に副署するのみを以て其任となすも亦た國務大臣たるを妨げざるなり

副署

國務大臣は又た大臣の名稱を有すると否との相關する所にあらず大臣の名を有して實は國務大臣の地位を有せざるものあり(宮内大臣の如し)却て又其名を有せずして實は國務大臣たる者あり(樞密院議長にして内閣に列する者の如し)國務大臣が元首を輔弼するは其法律命令に副署するに因て表はる抑副署とは詔勅命令が効力を生ずるが爲めに必要なる形式にして若し之れを缺くときは

外に對して元首の命令たる效力を有する者と認む可らず而かも其國務大臣全數が之れに副署するを要するか將た又其一人の副署を以て足れりとするかは各國國法に於て各異なれりバイエルンに於ては詔勅には皆其内容とせる事項により其主務大臣の副署を要し議會若しくば樞密院の議決を經て發布する者には國務大臣全員の副署を要すとの規定あり我國に於ては法令にして一般の行政に關する者なるときは主任大臣之れに副署し各省の專任事項に關する者なるときは總理大臣及主任大臣之に副署し各省の專任事項にする塲合には全國務大臣の副署を要すとせる國多し

バイエルン

日本

大臣の責任と彈劾の制度

國務大臣は其職務の執行に就て責に任ぜざる可らず各國の憲法は概ね之れを規定すると共に又大臣彈劾の制度を認め之れに關する規定を置けり只我國の憲法及び獨逸國の憲法には此制度を缺く今主なる諸國の大臣彈劾に關する制度をあぐれば左の如し

英國

英吉利王國

叛逆收賄等職務上の犯罪の外に所置の當否及得失に就て其責に任ぜしめ下院

彈劾を提起し上院之を採決する所の罰は純乎たる刑罰なり而して其彈劾案の進行中は國王と雖ども之れを廢棄せしむるを得ず所罰の後特赦に因て之れを赦免するは法の禁ずる所に非らずと雖ども未だ其例なし尚彈劾案の審議中議會を解散して其議決を妨ぐるの憂あるを以て其審議は議會解散の爲めに影響を受けざるを例とす他の諸國に於ても概之に仝じき規定あり

北米合衆國

北米合衆國

叛逆收賄其他の重罪輕罪に限り之れを彈劾すべきものとし下院の提議に因て上院之れを決す其課する所の制裁は只だ官職を免し將來再就官するを得ずとの宣告のみにして若尚刑罰を課するの必要を認むる時は之れを通常裁判所に移すものとす而して一旦彈劾に因て所罰せられたる者を特に赦免するは法の禁ずる所なり

佛國

佛蘭西共和國

大臣の職務の執行に關したる非行を彈劾の因とし上院は刑法の刑罰中より其當と見るものを選んで之れを課するを例とす特赦に關しては何等の規定なし

墺匈國

墺太利匈牙利帝國

廣く職務の執行に關する法律違反に對して上下兩院共に彈劾を起すを得べく其判決は國事裁判所(上下兩院にて各獨立の公民中より法律の知識ある者十二人宛を選び其任期を六年とし以て組織せしめたる者其議員は兩院議員と雖ぬるを得ず)之れを下す又其課する所の制裁は官職及び就官資格の喪失に止まるも若し彈劾の因にして刑法により所罰すべき者なる時は併せて刑罰を宣告する事を得之れを赦免するは議院の發議又は仝意によらざる可らず

要之するに其細則に至りては必しも一致せずと雖ども大臣彈劾の制を認めたるは一なり我國の憲法は國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任ずとの條文を有すと雖どもしかも此の所謂彈劾の制を認めず可か不可か我之れを知らざるなり

第六章　議會

第一節　總　論

第一款　議會の性質

近世の文明國に於ては皆人民をして政務に參與せしむるを例とす蓋國家の進步發達は人民共同の力に待つと多く人民の共同を致さしむるには其公共に奉ずるの精神を養ふを要し而して之を養ひ人民をして振つて國事に盡瘁するに至らしむるには之れをして國家の政務に參與せしむるの要あるを以てなり人民をして國家の政務に參與せしむるに就ては自直接間接の兩方法あり一は一定の資格ある人民をして直接に之れに參與せしむる者一は人民の選擧に係る代議士をして之れに參與せしむる者是なり然り而して第一のもの即ち人民をして直接に之れに參與せしむるの方法は今日尙ほ瑞西及其各州に行はるゝと雖も而かも各立憲國が採用する處のものは却て第二の方法たり第二の方法を採れる各立憲國に於ては人民の選擧によりて其地位を得たる代議士あり代議士の集りて組織せる議會あり今本章に於て說かんとする處の者は即是なり

議會制度の沿革

凡議會あるの制度は近世政治學の進步と共に起りたる者に非ず古く歷史に遡りて上世を觀るに太古尙ほ混沌として國家組織の整はざりし時代に於ても武器を携帶して戰場に馳突するの能力ある者は時々ある場所に集會し其團躰の政治に參與する者とし今日の所謂直接共和の制を存したりしが如し下つて中世に至るに及び漸時國家の組織鞏固となり人民の間に諸種の階級を生じ從つて參政權を有する者と然らざる者との區別始り茲に大地主若しくば諸侯の會合して以て國政を議するの議會起りたり而して此議會に列する者は大地主若くば諸侯自身或は其代理者にして上世の集會を以て國民會と云ふ可くんば是は則ち或る階級の議會にして上世の集會と呼ぶを得べし今日に下りては其組織又一變し國民總階級の議會にして而かも其代議士をして組織せしむる者となれり

議會の性質

議會は人民の代議士を以て成るに因り其性質も亦た人民の代議會にして其代議士は人民の委囑により人民の意思を受けて國政を議すべき者たるの觀あり世俗一般も亦た議會は國民を代表し國民に代つて政務に參與するものたりとの觀念を有せるに似たり然れども純粹に之れを法理の上より論ずれ

ば却て然らず議會は國家の一の機關にして其職務を行ふは國家自身の利益を進捗するが爲に外ならず人民の爲に國家に對し其權利を主張し其保護を要求するを目的として成立せる者と見る可からざるなり

抑代表とは自己の權利を他人に由て行はしむるの謂にして人格者間の關係なり然るに國民なる者は之れを人格者として見れば國家にして國家を離れて單に國民と云ふ各個人の群集を見れば人格者にはあらず議會も亦た然り蓋人格者とは自己固有の存在目的を有し其目的を達するが爲めに自己の財產權利を有するを得る權能者たらざる可らざるを以てなり果して然らば兩者の間に所謂代表關係は存するを得ざるにあらずや況や國民の數は巨多にして其各個人の意思は互に相衝突せるを以て事實上に於て議會が是等巨多の各個人の互に相衝突せる意思を代表するとを得ざるは明なるに於てをや

然れども一旦法理の論を離れ單に政治的の注意を以て之れを見れば議會が國民を代表すと云ふは必ずしも誣妄の言に非ざるを知る可し學者說を爲して曰く國民は各個人の機械的の集合に非らず史的に發達せる一種の氣風に由て結合せる有機的の集合なり議會は獨り現在の多數の人民の機械的集合を代表するものに非らずある一種の民情を有する全躰を代表する者なり代議士を選擧するは各個人の意思を主張せしむる爲に非ずして一つの精神民情を有せる者として國民を代表せしむるが爲なり代議士の職は國家の光榮國民の幸福に關し國の民情に適すると認むる所を實行するにあり故に代議士は必しも選擧によつて組織せらるゝを要せず上院の議員の如く世襲又たは勅任に因て其職に就く者も代議士たるに於て少しも異なるなし此の如く議會は民情を表彰する機關なれば其組織も一國內に存在する各種の生活各種の勢力各種の傾向を其重要の度合に於て議會に反映せしむるを以て本旨となさゞる可らずと蓋此論たる政治論としては至理至當の者にして諸學者の多く贊同する處たり之れを要するに議會の性質を論ぜんとするに當つては必ず之れを法理論よりすると政治論よりするとの差に因て其結論を異にするを忘る可らず法理論よりすれば議會は國民を代表するものにあらず國家の一つの機關たるのみ政治論よりすれば議會は全國民を代表するものにして其國の民情を縮寫し表彰す

る機關たり此區別を注意す可し

議會の組織

第二款　議會の組織

議會は一院を以て成るあり二院を以て成るあり現今一院制度を有するは歐州に於て瑞西の各州及び獨逸の小國を除くの外希臘セルビア及獨逸帝國の三國に過きず獨逸帝國はもと聯合國家にして帝國議會の外連合各國の政府を代表すべき連邦參議院あるを以て更に第三の議決體を設くるの不便を避くるが爲に一院制を採れるものにして全く特別の事情を有す其他の各國が皆概二院制を採れるは主として左に述ぶるが如きの理由に基く

二院を設くる理由

一、兩院に於て同事件を諸の方面より審議するときは其議決周密にして粗漏の誤なかる可き事

二、立法は一時の必要に應ずるのみならず將來久しきに渉るの關係を定むるものなるを以て議決の速ならんよりは尊ぶべし而るに一院制に於ては多數の勢に乘じ一時の感情に激せられ輕卒なる議決をなすことなしとす可らず去れば兩院を設け交々相節制せしめ多數の專橫

を抑へ少數者の自由權利を保護するの必要ある事

三、立憲君主國に於て單に一院を置くときは元首と議會との間に往々衝突を生ずるの怖あり反之二院を置く時は兩院互に相節制し君主は直接に議會と衝突すること少く常に局外にありて調和を計るの地位に立つを得るを以て君主の尊嚴を保ち國家の平和を維持するに便利なると

四、何れの國に於ても少しく進歩せる社會に於ては財產學識門地等により社會の上流を占むる元素あるを常とす然れども此元素は數に於て遙に中流下流の人民に及ばず若し一院に於て多數の人民と共に之れを代表せんとする時は質は量の爲めに壓せられて充分に代表の趣旨を貫くを得ず代議の要旨は前節に於て述べたるが如く國民の諸元素を輕重の度に比例し議會に反映するにあるを以て社會の上層を組織する元素の爲別に一院を設けざれば代議の趣旨を貫くを得ざる事

右の理由に因り二院を以て議會を組織せる國に於ては一を上院と稱し一を下院と稱し兩者各別に議決躰を爲し而かも兩者の議決一致せざれば所謂議會の

兩院の權限

議決を生ぜざるを元則とす去れば議會の同意は各院が共に可決したる時にあらざれば存在せず其不同意は一院が否決したる場合は他院の決議を待たずして既に成立するものとす

兩院は各獨立して議決躰をなすと雖ども議會の開會停會閉會等は總て同時に之を行ふを例とす開會式閉會式及び君主即位の宣誓式等を擧ぐるに當つては兩院合同して之を行ふを常とす而して此他まゝ例外として兩院合同して議事をなし議決を爲すことなきに非らず攝政の必要を議し之を選擧する際或は憲法變更の際大統領選擧の際等の如きは即是なり尙合同して議事を開かざるも其議決の一致を求むる爲兩院の投票を通算する事あるは稀に見るの事例たり兩院を有する國に於ては議會の議決を經べき事件に付て兩院對等の權を有するとするを例とす只豫算に至つては何れの國に於ても豫算は先づ之を下院に提出するを要すと規定し又英國普魯西に於ては下院が豫算を議決したる時は上院は全々之を可決するか又たは否決するかの一つを選ばざる可らずと定む我國の憲法は豫算は前に衆議院に提出す可しとの條文を有するを以て先貴族院

下院と異る點

に提出し或は同時に兩院に提出するは違憲の處置たるを免れず修正の權に關しては別に制限なきに因り貴族院も完全なる修正權を有するは疑の存せざる處なり

第三款　上院の組織

上院の組織は專選擧による國あり主として選擧による國あり或は又た主として世襲の議員を以てする國あり其組織の法必しも一ならずと雖も由來二院を置くの精神に基き社會の上流にある者或は保守の傾向ある者を擧ぐるの途を備ふるを例とす而して瑞西共和國及北米合衆國等の如き特種の歷史ある國に於ては上院は各州を代表するの主旨を有し其組織も多少各國と異なる所あるは已むを得ざる所なり

選擧によりて上院を組織する國と雖も尙多少保守の分子を保留せんが爲めに下院の組織と一樣ならざる諸點を存す其主なるものを擧ぐれば左の如し

一、上院議員は下院議員より其任期を永くす

二、上院議員に選擧せらる可き資格の要件たる年齡は下院議員より多きを

常とす

三、上院議員の被選資格は下院議員の選擧に普通選擧法を採る國に於ても尙財産の要件を加ふるを常とす

四、下院議員の選擧には直接選擧法を採るを常とす　間接選擧法を採る國に於ても上院議員の選擧には若し夫れ人民の選擧によらずして上院を組織する國に於ては上述の諸點は更に明白に注意せられ尙之に加ふるに各種の分子を以てし上流者と保守的人士とを以て其組織を成すに似たり英吉利、普魯西、墺太利匈牙利、伊太利、西班牙、葡萄牙等の各國皆然り是等の諸國に於て上院を組織する主なる元素は左の如し

上院議員の資格

一、皇族男子　成年又は廿五歲に達したる皇族男子は或は當然に或は敕命によりて議員たりとす

二、貴族　或は當然に或はある財産を有する者に限り或は互選により或は敕命により上院に入るものとす

三、宗敎の首領　歐州各國に於ては大僧正僧正等に或は當然に或は敕命

により或は互選により上院に入るの權利を與ふ又た重要なる寺院の僧侶に議員を互選し又た推選するの權を與へたる所あり

四、高等の官職を有する者　是亦たある官職によりては當然議席に列するの權の伴ふあり又被選擧資格の要件たるものあり

五、學者　諸國の上院の組織には多くは學術の元素を加ふ大學の總長及敎授學士會院高等敎育會議の會員等は上院議員に敕選せらるゝ資格たる事あり或は是等の人士に其階級より互選によりて議員を擧ぐるの權を與へたるあり或は學術技藝に功勞ある者の中より議員を敕選するの例もあり

六、主なる都市の吏員　當然議員たるあり又た敕選せらるゝ資格を得るあり

七、大資産家

八、ある期間下院の議長又は議員の職を帶びたりし者　ある國に於ては之を以て上院議員たる一資格に數ふ

九、國家に功勞ある者　の中より元首の選擇によりて上院議員に任ぜらるゝ者あり

尙各國の上院に關する詳細は後に之を說かん

第四款　下院の組織

下院は何れの國に於ても人民の選擧によりて之を組織す其選擧の方法に至ては必しも一ならず

普通選擧と制限選擧

普通選擧と制限選擧

國民一般に議員選擧の權を與へ只成年以上の男子たるとを要すとの制限を置く者を普通選擧法と稱し財產の有無多少を以て選擧權行使の資格を得る一要件としある程度以下の貧者は選擧權なしとする者を制限選擧法と稱す抑國民をして政務に參與せしむるの精神より考ふれば成るべく國民一般をして選擧權を有せしむるは希望すべきの事にして即普通選擧法を以て制限選擧法に優るの制なりとなす可きに似たり然りと雖ども代議の趣旨は前述の如く社會に於ける實際の關係に應じ人民の有樣を議會に反映せしむるを以て主眼とする

が故に徒に數量に重きを置き其實質を論ぜざるは却て其趣旨に反す若徒に數を以て之れを論ずれば子は親に勝り貧者は富者に勝り愚者は智者に勝るに非ずや而して所謂普通選擧の制は或は徒に數に重きを置くに失するの嫌なきに非ず加之選擧權は公權なると共に公務なるを以て其之を有する者は單に權利を有するに止まらず國家に對し之を適當に行使す可き重大責任を負ふものとす然るに日々衣食を求むるの外又他を顧みるの遑なく或は其知識の廣く世間を知るの明なき徒輩に之れを負課するは却て有害にして益なきの事と謂はざる可らず畢竟普通選擧法は理想として制限選擧法に勝る者なりと雖ども現今の如く貧富の懸隔あり知愚の距離甚だしき時代に於ては後者の不完全を忍んで其大禍を釀さゞるを採るべしとす彼の獨逸帝國に於ては沿革上の理由によりて普通選擧法を採用し其流弊を救ふが爲に議員に歲費を給せざるの規定を置くと雖ども其實效少きは衆人の知る所なり

普通選擧法の短を補はんが爲に納稅額の多少に由り其投票の數を增減し又は官職位階學位等を有する者に複數投票權を與ふるの制度あり白耳義の如きは

此制を採れり又た同目的に出てたる者にして所謂等級選擧法なるものあり我日本に於て自治團躰内の選擧に用ゆる所の者は則ち是なり普魯西に行はる

直接選擧と間接選擧

直接選擧法とは選擧權を有する者が直に代議士を選擧する法にして間接選擧法とは選擧有權者が一旦代議士選擧委員を選び其委員更に代議士を選擧する法なり下院の組織に際し間接選擧法を採用せるは僅かに獨逸帝國内の數國のみ瑞典及墺太利匈牙利に於ては一部此法を行ふ其他の諸國に至つては皆直接選擧法を採れり

一長一短は數の免れざる處今此兩法を取て其優劣を判するは難し直接法の利益を說く者は曰く

一、選擧人と被選擧人をして直接に信任の關係を保たしむ

二、選擧人が利害を感ずる事深く從つて人選を鄭重にす

三、複選法と異なり選擧人多數なるを以て賄賂請托の行はるゝ少し

四、一回の選擧により決了するの便あり云々

間接法の利益を說く者は曰く

一、多數選擧人中には廣大なる選擧區に於て人物を識別するの明なき者多し故に原選擧人が其接近せる區域内より信用すべき委員を選出し之に人物の精査を托するは希望す可き事なり

二、選擧委員は單に自己の權利を行ふのみならず元選擧人の委托に負かざらん事を思ひ以て投票をなすに由り德義上其投票を鄭重にす云々

孰れか其雌雄を識らんや只普通選擧法を施くに當りては現今の國狀に於て尙間接選擧法を併せ行ふを以て穩當なりとせん

連記投票と單記投票

選擧法は其何れを採るに關せず其投票には一枚一名を限るとなす可きか抑亦數名連記を許す可きかは又是一種の問題とす而して仝じく單記投票の法を採る場合と雖ども一區一名の選擧區制を施て之れに由て之れを行ふ可きか將た一區數名の大選擧區制を施て而かも尙ほ之れに由て之れを行ふ可きかは議論の岐るゝ處なり

大選擧區制と小選擧區制との利害も容易に判ず可らず前者を取れば所謂運動の範圍廣大なるを以て賄賂請托の行はるゝ少しと雖ども而かも政黨の勢力を以て競爭をなす場合に於ては區域の大小の如きは關係少し後者を採れば選擧人はよく被選擧人を知るを以て選擇の誤り少しと云ふも而かも小區域内に於ては適當の人物に乏しき時なきに非らず若し夫れ大選擧區を設けて是れに連記投票と單記投票との何れの制を施かんかの問題に對しては寧後者を採れと答ふ可きか蓋し其少數代表の趣旨に叶ひ多少多數者壓制の弊を防ぎ得べきを以てなり

少數代表法

少數代表法

議會は上述の如く國民の各階級を遺憾なく代表するを趣旨とするが故に國民中の少數なる政黨或は階級よりして其代議士を選出せしむるの法を設け徒に多數者の壓する所となるを防がざる可らず是少數代表法の由て案出せられたる所以なり而して其法たる種々あり詳細に之を說くは政治學國法學等に讓り茲には簡單に之を語らん

制限連記法

○制限連記法

一選擧區より三名を選出する時に當り各選擧人は二名を選擧するが如き方法にして伊太利、西班牙、葡萄牙等の採れる所なり此法たる選擧人にして若計算を誤れば其結果は尙純粹連記法と異なるなきに至る者にして完全なる者に非ず

集合投票法

○集合投票法

同上の場合に於て一選擧人に三名を投票するも將又一人に二票を與へ一人に一票を與ふるも或は又一人に三票を與ふるも共に隨意とするの方法にして北米合衆國の或る州に於て行はる是亦た黨派が其所屬選擧人を違算する時は其結果却つて少數派が多數の代議士を出す事となる可し

分割投票法

○分割投票法

同上の場合に於て一選擧人は三名の候補者を投票し而して其候補者中第一位に記載せられたる者は二分の一票第二位の者は二分の一票第三位の者は三分の一票を得るの方法なり其弊も亦た集合投票法と異なるなし

比例代表法

○比例代表法

議席の數を以て全國選擧人の數を除し其商を定數とし其數を得たるものは全國何の處に於て得たるに拘はらず當選者とするの方法なり而して投票者は其投票に二名を連記す西班牙葡萄牙等に於て一部分此法を實行せり

他に尙一法あり選擧人數名合同する時は候補者名簿を呈出する事を得而して各投票人は其候補者名簿に對して投票し其結果により各名簿中より投票に比例したる數の代議士を出す者とす

記名投票と無記名投票

記名投票と無記名投票

選擧の手續に關し選擧人の誰たるやを明にすべきか否かの問題は又議論の帰る丶所とす(一)選擧人は不當の勢力を避け所信に從つて自由に投票するを得る事(二)賄賂强迫等不正の手段に依り選擧人に投票を約束せしむるも其效果少く從て此等の弊風消滅する事(三)意思を發表するに憚るなきを以て棄權者の數を減ずる事等は無記名投票の利益として人の唱ふる所なり之に反し(一)國民たる者が選擧を行ふは公明に之をなすべき事(二)選擧人が賄賂等により投票を約束し選擧の際に至つて之を履行せざるが如き不德の行爲は法律の規定によりて

議員の特權及其義務

保護すべきものに非ざる事(三)口頭指名の法によれば選擧の手續簡單にして又た記名投票なる時は偶不正の投票ありし場合に之を更正するを得るの利便ある事等は記名投票法の利益として學者の說く所なり然り而して理想としては記名投票法を採る可しと雖ども實際に於ては尙無記名投票法を勝れりとす現今歐米諸國に於ても多くは無記名投票の制を採れり

第五款　議員の特權及び其義務

議員の特權及其義務は各國概ね其規定を一にせるを以て之れを總論中に一括して說くを便とす其特權左の如し

○發言表決の自由

議會をして其議決の自由を保ち政府の干涉を受くる事なく獨立に職務を盡さしむるが爲には其議員に與ふるに發言表決の自由を以てせざる可らざるは言ふを待たずして明なり我帝國憲法も議員は議會に於て發言したる意見及表決につき院外に於て責を負ふこと無しと規定したり

○身體の自由

議員は議會の會期中議院の同意なくして逮捕せらるゝ事なしとは諸國憲法の一致して規定せる處にして又併せて例外を置けり我國にては現行犯及内亂外患に關する罪は此の限にあらずと規定す佛蘭西にては現行犯英吉利にては即決裁判を下すを得る犯罪を除きたる他の犯罪及裁判所の侮辱罪を以て例外とす蓋此身躰の自由に關する保障を與へたるは政府が逮捕監禁に由て議會に干涉する途を杜せんが爲なりとす

○實費辨償を受くる權

議員に實費を與へざれば學識共に高くして而かも資産に乏しき者の議員たる事を妨ぐるに當り又之を與ふれば之を以て一種の營業とするの徒を出すと多きに至るの憂あり多數の國は皆之れを給せず

議員の特別の義務に至つては至極簡單なり曰く其國家の利益と信ずる所に從ひ發言し投票すべし曰く其議員たるは選擧人の委囑に依るに非ず從つて選擧人の爲に羈束せらるゝ無く自己の所信に從ひて行動すべし曰く自ら議會に出

席するを要す代人をして議事に參與せしむるを許さず凡斯の如きのみ

第二節　各國の議會

日本帝國

日本

帝國議會は貴族院衆議院の二部より成り毎年十二月通常會を開くを例とし其開期は三ヶ月とす必要ある場合には勅令を以て之れを延長することあり臨時緊急の必要に際しては臨時議會を召集す

召集解散は共に天皇の大權に屬す其開會閉會々期の延長停會は兩院同時に之を行ひ衆議院解散せられたる時は貴族院は同時に停會を命ぜらる衆議院解散せられたる時は勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五ヶ月以内に之を召集す

貴族院の組織

○貴族院

貴族院は左の議員を以て組織す

一、皇族　皇族の男子成年に達したる時は當然議席に列する者とす

二、公侯爵　滿二十五歲に達したる時は當然議員たる者とす

三、伯子男爵各其同爵中より選擧せられたる者　伯子男爵を有する者にして滿二十五歲に達し各其同爵の選に當りたる者は七ヶ年の任期を以て議員たり而して其數は伯子男爵各總數の五分の一を超過するを許さず

四、國家に勳勞あり又は學識ある者より特に敕任せられたる者　卅歲以上の男子にして本項の資格により敕任せられたる者は終身議員たるものとす

五、各府縣に於て土地或は工業商業に付き多額の直接國稅を納むる者の中より一人を互選して敕任せられたる者　滿卅歲以上の男子にして各府縣に於て多額の直接國稅を納むる者十五人中より一人を互選して其選に當り敕任せられたる者は七ヶ年の任期を以て議員たる者とす而して第四及第五種の議員の數は有爵議員の數に超過するを許さず

議長副議長は議員中より七ヶ年の任期を以て敕任せらるゝ者とし若被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたる時は其任期間其職に就く可きものとす

衆議院の組織

○衆議院

衆議院は市部より選出せらるゝ七十二人の代議士及郡部其他より選出せらるゝ三百四人の代議士を以て組織す其被選人は帝國臣民にして滿三十歲以上の男子に限る選擧權を有するが爲の要件は左の如し

一、帝國臣民たる男子にして滿廿五歲以上の者

二、選擧人名簿調製の期日前滿一年以上其選擧區內に住居を有し尙引續き有する者

三、選擧人名簿調製の期日前滿一年以上地租十圓以上又は滿二年以上地租以外の直接國稅十圓以上若くは地租と其他の直接國稅とを通じて十圓以上を納め尙引續き納むる者

左に揭ぐる者は選擧權被選擧權を有せず

一、禁治產者及び準禁治產者

二、身代限りの處分を受け債務の辨償を終へざる者及家資分產若は破產の宣告を受け其確定したる時より復權の決定確定するに至る迄の者

三、剝奪公權者及停止公權者
四、禁錮以上の刑の宣告を受けたる時より其裁判確定するに至る迄の者
五、華族の戸主
六、陸海軍人の現役又は召集中の者及官公私立學校の學生生徒

左に揭ぐる者は被選擧權を有せず

一、神官神職僧侶其他諸宗教師小學校教員及是等を罷めて未だ三ヶ月を經ざる者
二、政府の爲請負をなす者又は政府の爲請負をなす法人の役員
三、宮內官判檢事行政裁判所長官仝評定官會計檢查官收稅官吏及警察官吏
四、選擧事務に關係ある官吏々員は其選擧區內に於て被選擧權なし罷めて三ヶ月を經ざる者亦た同じ

選擧の便宜の爲全國を府縣區書と仝く選擧區に分ち各選擧區を更に市部と郡部とに分ち市は獨立して一選擧區を成し郡部は相通じて一選擧區を成す而して各選擧區より選出すべき議員の數は一定せずと雖ども一選擧人は一箇の投

票を投ずるの權利あるのみ投票には選擧人の名を記載せず

投票は通常各市町村に於て郡長市長開票管理者となりて之を開票し地方長官は選擧長となりて一定の日一定の場處に於て選擧會を開き開票管理者よりの報告を調査し以て當選人を定む當選人とは選擧區內の議員定數を以て選擧人名簿に記載せられたる者の總數を除し其商の五分の一以上の投票を得たる者の中高點者を以て之に充つ

議員の任期は總選擧の期日より四個年とし議會開會中に任期終るも閉會に至る迄在任する者とす

英吉利合衆王國

○上院

左の元素を以て之れを組織す

一、大僧正及僧正　定員を廿六名とし內二名の大僧正三名の僧正は當然議員たり他の廿一名は僧正中の年長者を以て之れに充つ

二、合衆王國の貴族　世襲により又は終身として議席に列す其數に制限なし

三、愛蘭の貴族　中より廿八名を選擧し其當選者は終身議員たり

四、蘇格蘭の貴族　中より拾六名の議員を選ぶ任期は下院議員と仝じ

五、法官にして貴族たる者　一代貴族は上院議員たるを得ずとし只法官にして貴族に叙せられたる者四人をして上院に列せしむ

以上を以て組織する上院は其議員時に依て增減す一八五〇年に於て四百四十八人を算し一八六〇年に於て四百五十八人を算せし者一九〇一年に至り五百九十二人となり其翌年に至つて五百九十人となれり

下院の組織

〇下院

一八八五年の改正法により主として人口五萬四千に付き一人の割合を以て各市及各郡より選出すべき議員數を定め其總數を六百七十名とし而して一市又は一郡より數名の議員を選出すべき時には之を數選擧區に分ち每區一人を選出するを例とす連名投票を用ゆるは三名以上の議員を選出する三大學(ケンブリッヂ、オッキスフォード、ダブリン)及從前より引き續き二名の議員を選出する市に限る

被選資格を有する者は廿一歳以上の男子にして僧官及貴族に非らざる者とす而して地方長官當該區に於ける選擧公吏及び政府よりの請負を業とする者等は被選擧權選擧權共に之を行ふを得ず財產を以て資格要件とせるは勿論なり

議員及選擧人の數	郡部		市部		大學		總數	
	代議士數	選擧人數	代議士數	選擧人數	代議士數	選擧人數	代議士數	選擧人數
蘇蘭	三九	三八九、四〇四	三一	二九五、七七三	二	二〇、〇二七	七二	七〇五、二〇五
愛蘭	八五	五九七、六七六	一六	一一九、四九一	二	四、四九二	一〇三	七二一、六五九
英蘭	二五三	三、〇九七、五一六	二三七	二、三四八、八四〇	五	一七、八七五	四九五	五、四六四、二三二

英國に於ては議會は少くとも三年に一回召集せざる可らずとの法ありと雖ども陸軍條例及豫算は每年之を定めざる可らざるに由り實は每年之を召集し其召集は國王の名に於てす國王崩御の塲合には召集を待たずして直に集會し若解散后にして新議會未だ成らざる時は前議會は再集會して活動を始め更に解散又は閉會を命ぜらるゝ迄は六ヶ月間其職を行ふ者とす國王之に解散を命ぜんとする時は議會閉會の際頓て解散令を下す可き意思あるを告知し次て敕令

を以て之を行ふを例とす

獨逸

獨逸帝國

獨逸帝國に於ては聯邦參議院なる者あるにより別に上院を置かず帝國議會は單に一院より成ることは前既に之を述べたり所謂聯邦參議院は帝國を組織する各國の政府を代表する者の會合にして五十八人の議員より成る帝國議會は之と異なり帝國々民の普通選擧によりて擧げられ五年の任期を有する三百九十七人の議員より成る

參議院議會共に毎年皇帝によりて召集せらる皇帝は又參議院の協贊を經てその會期を延長せしめ又は之を解散することを得之を解散したる時は六十日以內に總選擧を行ひ九十日以內に新議會を召集するを要す

佛國

上院の組織

佛蘭西共和國

○上院

縣及殖民地より選出したる三百の議員を以て組織す各縣及各殖民地に於て選ぶべき議員の數は一名乃至十名にして法律を以て之を定む其選擧は複選法に

して選擧人は左の二種とす

一、其選擧區の代議士縣會議員及郡會議員

二、各市町村會にて選出せる委員

各市町村より出す可き委員の數は人口に比例し一人乃至三十人なり此市町村の委員は選擧會に參列するの義務を有し之を怠る者は罰金に處せらる以上二種の選擧人相會し大統領の命に依て選擧會を開く會場は縣の首府にして其地の裁判所長其會長となり最年長及最年少の選擧人二名之を補佐し投票は無記名を以て之を行ひ其高點を得且つ少く共選擧人の四分の一の點數を得たる者を當選者とす投票三回にして尙當選者なき時は比較多數を得たる者を當選者とし同點者二人あるときは年長者をとる

被選擧權を有する者は四十歲以上の男子にして公權を有する者に限り過去に於て佛國の君王を出したる家系に屬する者は被選擧權なし軍人及他の官吏も一二の例外を除く外上院議員たるを得ざる者とす

上院議員の任期は九年にして三年毎に其三分の一を改選す議員の死亡又は辭

職に依り欠員を生じたる時は一ヶ月以内に選擧を行ふ但定期改選前六ヶ月以内なる時は次の改選期を待つて之を行ふ

下院の組織

○下院

廿一歳以上の佛國の男子にして現役兵にあらず且つ一市一郡等に於て六ヶ月以上住居したる者は選擧權を有すとし二十五歳を過ぎたる者は被選擧權を獲得すとせらる

議員總數は五百八十六人にして各市各郡より一人を出す若し人口十萬を超ゆる市郡に在りては十萬人及其端數毎に一人を出すの割合を以て之を數選擧區に別ち各區より一人を選擧せしむ

議會は通常召集の有無に拘はらず毎年一月第二火曜日に開會す若大統領の任期滿限前一ヶ月に迫りて尚召集なき時は十四日前に當然會合し大統領が死亡若くは辭職したる時は直に會合す閉會中戒嚴を宣告したる時は一日を經て集會す大統領は何時と雖ども臨時會を召集するを得べく若又上下兩院議員各半數の合意に由て開會の請求ある時は大統領は議會を召集するの義務ある者と

す上下兩院議員は歳費九千フランを受く

埃太利匈牙利帝國

埃太利匈牙利帝國に於ては埃太利部の上下兩院匈牙利部の上下兩院あり而して別に所謂委員會なる者ありて兩部の調和を保ち帝國の大政の施設に參與せる事は前既に述べたり今は兩部を分ちて其議會を說かん

埃匈國

埃太利

○埃太利

上院は

一、成年に達したる皇族

二、大地主たる貴族

三、大僧正及僧正

四、學術技藝の士にして敕任せられたる者

より成る其下院は一定の財產を有し或はある資格を有する二十四歳以上の男子に依て選擧せられたる四百二十五名の議員より成る其任期は六年にして毎日の出席に對し十フロリンの報酬を受く解散せられたる時は六ヶ月以內に總

選擧を行ふ上院の議長副議長は敕任せらるゝ所にして下院のそれは議員の互選して擧ぐる所なり

匈牙利

○匈牙利

上院は

一、十八歳以上の公爵

二、二十四歳以上の伯爵男爵

三、大僧正及高位僧官

四、一代貴族

五、高等法官

六、クローチア、スラボニア州の代表者

下院

クローチア、スラボニアの代議士に依て代議士となりたる者を以て組織し四百を以て組織す下院は人民の選擧に依て代議士となりたる者を以て組織し四百五十三の議席を有す選擧は少額の財産を有する二十歳以上の男子及學術技藝の知識ある男子の行ふ處とす

議會は毎年ブタペストに召集せられ匈牙利語を以て議場内の用語と定め特に

クローチア及スラボニアの代議士に限り各自其鄉語を用ゆるを許す議員の任期は五ヶ年にして其歳費は四千八百クラウン外に邸宅料として千六百クラウンを給せらる

伊國

伊太利王國

上院

上院は

一、王族

二、嘗て高官にありたる者若くば文學技藝に秀て國民の尊敬する處となれる四十歳以上の國民中より終身議員として敕任せられたる者

三、三百ライア以上の納稅者中より敕任せられたる者等を以て組織す

下院

下院は約六萬五千人に對する一人の割合を以て國民の選出したる五百八人の議員を以て組織す其選擧權を行ひ得る者の資格は左の如し

一、廿一歳以上の男子にして初等敎育を終へたる者

二、一定の稅額を納むる者

三、軍人に非らざる者

四、學士會院の會員敎授及二年間武器を執て祖國の爲に盡瘁したる者等は財產資格を欠くも選擧權を有す

被選擧者は三十歲以上の公民にして有給官吏及僧官に非らざる事を要す議員は歲費を給せられず只無償にて國內の滊船滊車に搭乘するの權利あるのみ

議員の任期は五年とすと雖ども國王は何時にても議會を解散するを得解散後は四ヶ月以內に新議會を召集せざる可らざるは憲法の要求する處なり

西班牙

上院

西班牙王國

上院議員に三種あり左の如し

一、當然上院議員たる者　王族大公爵陸海軍大將大僧正樞密院長高等法院長高等軍事參議院長

二、敕選せられたる終身議員

三、各州寺院大學學士會院の各種法人或は大地主より選出せられたる者

右の內第三種の者は百八十人あり五年毎に其半數を改選すべき規定とす而して第一種第二種の兩議員を加へて百八十人を超ゆ可らざるは又た法の定むる所とす

下院

下院は五萬の人口に對し一人を選出するの割合にて人民の選出したる四百卅一人の代議士を以て組織す而して其中十人は全國に於て一萬票以上の投票を得たる者をとり八十八人は所謂比例代表法中の帳簿制に依て當選したる者をとる

選擧權は公民權を有し且つ少く共二年間市民たりし廿五歲以上の國民に附與せられ被選擧權も仝じく廿五歲以上の男子の有する所たり

議會は毎年召集せられ五年毎に改選せらる國王は議會を召集し且つ停會及解散を命ずることを得解散を命じたる時は三ヶ月以內に新議會を召集せざる可らず

葡萄牙

上院

葡萄牙王國

上院は王族及十二人の大僧正と國王に依て選任せられたる九十人以下の貴族とより成る而して其選任による貴族は四十歲以上の人たるを要す

下院

下院議員の選擧權を有する者は廿一歲以上の市民にして讀書の能力ある者又

は一定の財産を有する者に限り犯罪人破産者乞食僕婢軍人等は之を有せず被選人は高等教育を受けたる者又は一定の稅額を納むる者に限る

下院は百四十八人の議員と外に殖民地より出てたる七人の議員を以て組織し四年毎に改選を行ひ會期は通常毎年三ヶ月間とし國王は之を延長し停會し將又た解散することを得

白耳義王國

白耳義　上院

上院議員は直接選擧に由て擧げらるゝ者と間接選擧に依て擧げらるゝ者との二つあり直接選擧に依る者は下院議員の選擧權を有する者の中卅歳以上の者に限り其選擧に關與し間接選擧に依る者は縣會に於て選出せらる尙王族の男子は十八歳に達すれば議席に列するを得れども廿五歳を超へざれば發言の權なし

下院

下院議員の選擧法に就ては一面に於て所謂小數代表の趣旨を達せんが爲に又一面に於ては普通選擧法の弊を防がんが爲に所謂複數投票法を採用せり其法左の如し

廿五歳以上の男子にして同州に一年以上住居したる者は皆一個の投票をなすの權を有す而して

一、年齡卅歳を超へたる有妻者又は妻なきも其亡妻より生れたる子ある者にして直接國稅五フラン以上を納むる者

二、廿五歳以上にして少く共二千フランの價ある又は其物に相當する收入ある不動產を有する者又は百フラン以上の利子の付きたる公債證書を有する者以上の二要件を備ふる者

は二票を加へ一要件を備ふる者は一票を加へて投票するの權を取得す尙次の要件を備ふる者は即

一、高等教育卒業の證書を有せる者

二、少く共中學科の高等教育を受けたるを要件とせる官職又は職業に就ける者又は就きたる事ある者

ば各二票を加へて投票するの權を取得す而して一人三票を以て限りとし其以上は之を行ふを得ずと定む

和蘭
上院　上院及下院は毎年十一月に召集せられ少く共四十日間は開會するを例とすと雖ども國王は隨時に之を召集し又解散するを得解散の場合には四十日以內に總選擧を命じ二ヶ月以內に新議會を召集せざる可らず
下院　上院議員の任期は八年下院議員の任期は四年なり下院議員は人口凡四萬に一人を出すの割合にして直接選擧に依て出づる上院議員は凡人口八萬に付き一人の割合とす下院議員は二年毎に其半數を改選す

和蘭王國

上院は十一州の多額納稅者及高等の官吏中より選出せらるゝ五十人の議員を以て組織し三年毎に其三分の一を改選す
下院はある財產を有する廿五歲以上の國民の直接選擧に依てあげられたる百人の議員を以て組織し其任期を四年とす上下兩院共に國王の召集し解散するきものとす
議案の提出は政府又は下院の權にして上院は單に之に對して可否の決を明にするに止まり修正を加ふるの權を有せず

丁抹
上院　上院は六十六人の議員より成る其中十二人は國王の選任に係る終身議員にして他の五十四人は郡部の大地主會市部の大地主會及市民會等より選出する八年の任期ある議員とす
下院　下院は百十四人の議員より成り該議員の選擧は是を人民の普通選擧に委す任期は三年なり

丁抹王國

瑞西
上院　上院は各州より二名宛選出する四十四人の議員より成り其選擧の資格方法等に至ては全く各州の立法に委せられたるを以て或は各州議會にて之れを選擧するあり或は人民の公選によるあり必しも一定せず
下院　下院は二萬の人口に對し一人の割合を以て廿一歲以上の國民中より普通選擧に由て選出したる百六十七人の議員を以て組織す
隨意總評決　瑞西に於ては隨意總評決の制度ありあり議會を通過したる法律及一般に效力ある二院の議決に對し一定の期間內に三萬以上の人民より又は八以上の各州より

瑞西共和國

上院は各州より二名宛選出する四十四人の議員より成り其選擧の資格方法等に至ては全く各州の立法に委せられたるを以て或は各州議會にて之れを選擧するあり或は人民の公選によるあり必しも一定せず
下院は二萬の人口に對し一人の割合を以て廿一歲以上の國民中より普通選擧に由て選出したる百六十七人の議員を以て組織す
隨意總評決　瑞西に於ては隨意總評決の制度ありあり議會を通過したる法律及一般に效力ある二院の議決に對し一定の期間內に三萬以上の人民より又は八以上の各州より

其改正又は廢止に就て人民の總表決を求むる時は日時を定め總ての公民をして是に對する贊否の投票を成さしめ以て其取捨を決する者とす此制度は曾て白耳義に於て議會解散の必要ある場合に解散に代へて行ふ可き者となさんとの議ありたるも終に行はれざりき

希臘

希臘王國

希臘の議會は一院を以て成り凡一萬二千の人口に對し一人の比を以て卅歲以上の國民中より廿一歲以上の選擧人が選出したる二百三十五人の議員を以て組織せらる每年別段の召集あらざる時は十一月一日に當然集會し以後三ヶ月以上六ヶ月以下の期間其會期を繼續するを例とす

瑞典

瑞典那威

○瑞典

上院下院共に國民の選擧したる議員を以て組織す上院には百五十人の議員あり該議員は皆卅五歲以上の男子にして大資產を有する者の中より選出せられ九年の任期あるものとす下院には二百三十人の議員あり廿一歲以上の男子に

27604

那威

してある資金を有する者は下院議員の選擧權を有し其廿五歲以上の者は被選權を有す

○那威

那威の議會は一院あるのみにして而して其一院二つに分る議會は市部より選擧せられたる三十八人郡部より選擧せられたる七十六人合計百十四人の議員より組織せらる

那威の男子にして廿五歲以上の齡に達し五年以上國內に住居したる者は選擧權を有し卅歲を超へ十年以上國內に住所を有したる者は被選擧權を享く而して選擧人は三年每に代議士選擧委員を選ぶ其數は市部に於ては五十人の元選擧人に付き一人郡部に於ては百人の元選擧人に付き一人の比例とす此くて其選に當りたる委員は相會合して代議士を選ぶ此選に當りたる者は即代議士となりして議會を組織するものなり

議會は是を二院に分つ第一院は議會議員の四分の一を以て之を組織し殘餘を以て第二院を組織す總ての法案は先つ第二院に提出し次に第一院に回附せら

る若し兩院の議相合せざる時は兩院合同して議會を開き之を決す

其他の歐羅巴諸國

ルーマニヤ

○ルーマニヤ

上院は八年の任期を有する百二十の議員を以て組織し下院は四年の任期を有する百八十三の議員を以て組織す上院議員は四十歳以上たるを要し下院議員は廿五歳以上たるを要す而して共に出生に依る國民若くば歸化人にして國內に住居を有する者たるべきは相同じ選擧民は是を資產の多寡に依て三級に分ち一二級の者及三級中の文字ある者は直接投票を爲し三級中の殘餘は間接投票をなす其等級選擧を採りたるは普通選擧制を布けるが故なりとす

セルビヤ

○セルビヤ

上下兩院あり上院は皇太子及高等僧官勅選による卅名公選による十八名總計五十一名の議員を以て組織す其公選による議員は四十歳以上の男子にして曾て下院の正副議長又は大臣大將及樞密顧問官等なりしに非らざれば二百デナル以上の直接國稅を納むる者たるを要し其任期は六年とす下院は百卅人の議

北米合衆國

上院

下院

員より成るセルビアの男子にして三十歳以上且つ六十デナル以上の直接國稅を納むる者は被選擧權あり辯護士及大學卒業生は財產資格を要せずして尙被選擧權あり選擧人は廿一歳以上の男子にして十五デナル以上の直接國稅を納むる者たるを要す下院議員の任期は四年とす

北米合衆國

上院は各州より二名宛の議員を選出して之を組織し一般に立法の事に參與するのみならず大統領の締結する外國との條約を批準し若くば拒絕するの權を有し又大統領が官吏を任免するに當り其可否を表決するの自由を有し且又高等法院を形成して大統領彈劾の裁判を爲すとを得べし上院議員の被選擧權を得るには卅歳以上の男子にして八年以上合衆國の市民たりし事を要件とし其既に當選したる後は其任期間合衆國を去る可らざる者とす任期は六年なり下院は二年毎に各州より選出する議員を以て組織す其選擧法は各州の自ら定むる所にして必しも一定せず多くは廿一歳以上の男子にして一年以上合衆國に在住したる市民は選擧權を有すとせり又西部諸州の如きは將來合衆國の市民

たる可き希望を明言したる者は未だ歸化せざるも尚選擧權を行ふを得とし又マッサチユセット州の如きは英語を讀み得るの條件を必要となし又二三の州に於ては婦人にも選擧權を與へたる處あり而して各州より選出する議員の數は十年毎に行ふ人口計査の結果により之を定むる者にして一九〇〇年の人口計査の後制定したる法によれば紐育州卅七名ペンシルバニア州卅二名イリノア州廿五名オハイヲ州廿一名テキサス州十六名等にして總計三百八十六名となる被選擧權は廿五歳以上の男子にして七年間以上合衆國の市民たりし者の有する所にして其當選したる後は其任期間合衆國を去る可らざるは上院議員と相同じ

墨斯古

墨斯古共和國

上院は各州より二名宛の議員を選出し之を組織する者にして議員五十六名あり下院は凡四萬人に付き一人の割合を以て同國に在住する廿五歳以上の男子中より選出したる議員を以て之を組織し其任期を二年とす議會は毎年四月一日より五月卅日迄及九月十六日より二月十五日迄兩度開會し尚其閉會中は兩院にて委員會を組織し之をして事務を執らしむ

ガウデマラ

アルゼンチン

ガウテマラ共和國

國民議會は二萬人に付き一人の比を以て普通選擧に依て選出せられ四年の任期を有する議員を以て組織す上院は八十三人の議員より成る其一部は大統領の任命する所にして一部は國民議會の選擧する所なり

アルゼンチン共和國

議會は上下兩院より成る上院の議員は首府及各州より二名宛を選出する者にして其數卅名あり首府に於ては之を選擧するに一の特別なる選擧會を開き各州に於ては其州會を以て選擧會に充つ其被選擧權は三十歳以上の男子にして六年以上同國に市民たり又一年一萬二千弗以上の收入ある者たるを要件とす其三分の一を三年毎に改選す

下院は三萬三千人に一人の比を以て全國より選出したる百廿名の議員を以て之を組織す其二分の一を二年毎に改選す其被選擧權は廿五歳以上の男子にして四年以上同國の市民たりしことを要件とす兩院共毎年五月一日より九月卅日迄を開會期とす

ブラジル

智利

ペルー

ブラジル共和國

上院は各州より三人宛直接選擧法に依て選出せられたる議員を以て之を組織し其數六十三名あり任期は九年にして三年毎に其三分の一を改選す下院は七萬人に一人の比を以て全じく直接選擧法により選出せられたる二百十二名の議員を以て之を組織し三年毎に之を改選す上院議員は卅五歲以上にして六年以上同國民たりしことを要し下院議員は四年以上同國民たりしことを要す議會は特別の場合を除くの外召集の有無に拘はらず毎年五月三日に當然開會し其後四ヶ月間成立せる者とす

智利共和國

上院議員は任期を六年とし各州より其下院議員三名に付き一人の割合を以て選出せらる下院議員は三萬人に付き一人の割合を以て各州より選出せられ其任期を三年とす選擧權は廿一歲以上の男子にして讀書の能力ある者一般に之を行ふ

ペルー共和國

其他

上院は議員四十八名を以て組織す其選出法は八縣以上の州より四名四縣以上の州より三名其以下の小州より一名を直接選擧法に由て擧ぐる者とす下院は凡三萬人に付き一名カラオ縣より一名を直接選擧法に由て擧出する百八名の議員を以て組織す兩院共每年六月廿八日より九十日間開會す議員は共に二年毎に抽籤に由て其三分の一を新にす

其他の諸國

	上院 議員數	上院 任期	下院 議員數	下院 任期
コスタリカ	一	一	一	一
ハイチ	三九	六	三二	四
ホンドラス	一	一	九五	三
ニカラガ	一	一	一萬人ニ付キ一人	一
サルバドル	一	一	四〇	二
サントドミンゴ	一	一	七〇	一
			二四	一

ボリビヤ	一六	六	六九	四	二
コロンビヤ	二七	—	一萬五千人ニ一人	四	一
イクアドル	三四	二	六千人ニ一人	二	一
パラグエー	一萬二千人ニ一人				
ウルグエー	一九	六	六九	三	一
ヴエヂズエラ	二四	四	五二	四	一
リベリア	九	四	一三	二	一

第七章 司法

第一節 總論

近世の立憲國に於ては所謂三權分立の精神に基き立法行政司法の機關を別にし三者をして各相犯さゝらしむるを規定し立法機關として議會を設け行政機關として國務大臣を置き司法機關として裁判所を開くを例とす而して前二者に就ては既に之を說きたり今聊裁判所に就て語る處あらん

司法權の獨立

裁判所の組織は法律を以て之を定むとは各國憲法の一致する所なり蓋行政權の干涉を防ぎ裁判所をして獨立して行動せしめんが爲には一片の敕令を以て改廢せらるゝを防ぎ特に議會の協贊を經たる法律を以てするに非らざれば其組織の變更をなすを得ざる者とするの必要あるを以てなり而して裁判官たるの資格は法律を以て之を定め法律の規定によるの外其意に反して其職を免ぜらるゝ事なしとは又各國憲法の一致する處なり蓋し裁判所の獨立を保障し完全に行政權の干涉を除斥せんと欲するの趣意に出づ

通常裁判所

裁判所の二とす普通裁判所は一般に民事刑事を審判する處にして特別裁判所は特種の事件に就き特に設くる所にして行政裁判所軍事裁判所の如きを云ふなり

通常裁判に於ては個人相互の間即平等關係に於ける權利義務の關係を國法に照らして審判し(民事)又法律にて定めたる刑罰を事實に適用すること(刑事)を司どる而して民事刑事に就ては當然に概括的の權限を有し別にある事件は裁判所に出訴するを許すとの法文なきも民事刑事の觀念中に入るべき事件に付て

は裁判權を有する者とす

裁判を爲すに當り判決により權利關係の定まるべき當事者の參與を許すことは近世文明國の一般に一致する處にして又司法裁判の行政處分と異なる主要の點とす而して當事者は恩惠として參與を許さるゝに非らず又裁判官は參考として其意見を聞くに非らず事件の審判に參與するは當事者が法律に由て有する權利にして如何に明白なる事件と雖ども當事者の參與なくして判決を下すを得ざる者とす

專制國及野蠻國に於ては所謂司法權の獨立は未だ完全ならず或は行政官にして司法官を兼ぬる者あり或は法律備はらずして一事件に逢着する毎に適宜に刑罰を課する事あり是人權の思想未だ發達せず政治組織未だ進歩せざる狀態にありては又止むを得ざる所なり

第二節　各國の裁判所

日本帝國

日本に於ては通常裁判所に四種あり區裁判所地方裁判所控訴院大審院是なり

日本

當事者の參與

區裁判所

地方裁判所

區裁判所は最下級の裁判所にして單獨判事ありて輕微なる事件を審判す

地方裁判所は第一審合議裁判所にして左の事項に付き裁判權を有す

一、民事訴訟に於て

一、第一審として　區裁判所の權限に屬する者及皇族に對する訴訟を除き其他の請求

二、第二審として

イ、區裁判の判決に對する控訴

ロ、區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

二、刑事訴訟に於て

一、第一審として　區裁判所の權限及大審院の特別權限に屬せざる者

二、第二審として

イ、區裁判所の判決に對する控訴

ロ、區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

三、破產事件及非訟事件に係る區裁判所の決定及命令に對する法律に定め

たる抗告

地方裁判所の法廷に於て審問裁判すべき事件は三人の判事を以て組立てたる部に於て之を審問裁判す

控訴院

控訴院は第二審の合議裁判所にして左の事項に付き裁判權を有す

一、地方裁判所の第一審判決に對する控訴

二、區裁判所の判決に對ずる控訴に付き爲したる地方裁判所の判決に對する上告

三、地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

四、皇族に對する民事訴訟に付き第一審及第二審の裁判權は東京控訴院に屬す

控訴院の法廷に於て審問裁判すべき事件は五人の判事を於て組立てたる部に於て之を審問裁判す

大審院

大審院は最高裁判所にして左の事項に付き裁判權を有す

一、終審として

イ、控訴院の判決に對する上告

ロ、控訴院の命令及決定に對する法律に定めたる抗告

二、第一審にして終審として　皇室に對する罪國家に關する罪幷に皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべき者の豫審及裁判

大審院の法廷に於て審問裁判すべき事件は七人の判事を以て組立てたる部に於て之を審問裁判す

裁判所の數は區裁判所三百廿地方裁判所四十九控訴院七大審院一とす

英國

英蘭及ウェールス

英吉利合衆王國

○英蘭及ウェールス

通常刑事裁判所として

一、ペッチー、セッシヨナル、コート

二、クォーター、セッシヨン

三、アッサイズ、コート

四、セントラル、クリミナル、コートの四あり

蘇蘭

一、は二人の判事及其地方の市長若くば警察官を以て組織し
二、は其地方の判事に由て毎年四回開廷せらる若し定期以外に開廷する時は之をセヂラル、セッシヨンと云ふ通常二人の判事を以て組織すと雖ども又其以上の者の出席する事あり
三、は高等法院のキングスベンチに屬する判事の中より任命せられたる委員に由て全國各地方に於て一年四回開廷せらるゝ裁判所にして
四、は倫敦及其周圍地方を管轄する裁判所なり而して各裁判所は其判決を爲すに當り豫め陪審官(デユーリー)をして證據調査證人訊問等の事を爲さしむ所謂デユーリーは各地方に於て其住民中より二十三人以下十二人以上を選び宣誓せしめて之に當つる者とす以上四の裁判所の上に尚ハイコート、ヲフ、ジヤスチースあり

○蘇蘭

高等裁判所としてはハイコート、ヲフ、ジヤスチースあり稍大なる罪を審判する所とす其輕微なる犯罪を裁判するは各地方に於ける長官の任にして陪審官の陪

愛蘭

席を待て判決を下したる時は高等裁判所は之に就て異議を下さゞるを法とす

○愛蘭

英蘭と全じく諸種の裁判所ありペッチー、セッションに於ては通常二人の判事あり輕微なる事件を審判すクヲター、セッションは其上に立ち前者の判決に對する控訴を受く若尚決定せざる時はアッサイズ、コート其上告を受く

獨逸

獨逸帝國

獨逸帝國全躰に於て畫一なる司法制度を布くと雖も而かもライヒス、ゲリヒトを除くの外は各裁判所皆各聯邦に屬し其裁判官の任命も亦各聯邦王の權內にあり第一次の裁判所をアムツ、ゲリヒトと云ふ單獨判事に依て輕微なる事件を裁判する所なりランド、ゲリヒト其上に在り刑事廷に於ては五人の判事着席す第二審の裁判所をオーベル、ランデスゲリヒトと云ふ七人の判事を以て法廷を組織すバヾリヤには特別にオーベルステー、ランデスゲリヒトなる裁判所ありバヾリヤのオーベル、ランデスゲリヒトに對する上告を受く最終審の裁判所をライヒスゲリヒトと云ふライプチッヒに在り一九〇一年の調査に由れば裁判所の數は

全國に於てアムッ、グリヒト千九百卅二ランドグリヒト百七十三オーベル、ランデスグリヒト廿八オーベルステー、ランデスグリヒト及ライヒスグリヒト各一とす

佛國

佛蘭西共和國

第一審裁判所として先ジャスチース、ヲフ、ピース(治安裁判官)に依て組織せらるゝ裁判所あり其上にポリス、コレクショナル、コートあり英國に於けるが如き陪審人を置かず三人の判事を以て一法廷を組織す其上に回審院(アッサイズ)あり十二人の陪審官を有す最高裁判所としては廿六の控訴院と巴里にある一の大審院とあり商事に付ては別に商事裁判所を置く

露國

露西亞帝國

一八六四年の法律により司法制度を改正して陪審官を有する回審院選擧による治安裁判官の合議廷及び控訴院を設け更に其上に大審院を置く事となせしる裁判制度を布くに至らず裁判官の獨立を保障しが未だ全國を通じて完全なる裁判制度を布くに至らず裁判官の獨立を保障し妄りに本人の意思に背き之を轉免せざるの規則の如きも未だ行はれず却て一八八九年に至りて選擧による治安裁判官の合議廷を廢止し其代りに司法大臣

の任命する官吏を以て之に充つる事とし只だ全國に於て八大都市にのみ治安裁判官を置けり

墺國

墺太利匈牙利帝國

墺太利に於ける通常裁判所は

一、維也納府にある大審院及高等裁判所
二、九の控訴院
三、七十一の地方裁判所
四、九百四十の區裁判所

等にして此の外商業に關しては商事裁判所を(三ヶ所あり)置く工業に關して工業裁判所(四ヶ所あり)及び諸種の特別裁判所あり

匈牙利

匈牙利に於ける通常裁判所は

一、ペグダットに在るローヤルコート
二、ザグラップに在る高等法院
三、十二のローヤルテーブル

四、七十六の地方裁判所
五、四百五十七の區裁判所
等なり而して四、及び五、は第一審裁判所にして三、は第二審裁判所一、及び二、は終審裁判所なり

伊太利

伊太利王國

伊太利には第一審裁判所として
一、プレトリー
二、ペナル、トリビユナル
三、アッサイズコート
第二審裁判所として
一、ペナル、トリビユナル
二、控訴院
最高裁判所として大審院ありプレトリーは輕微なる事件を審判しペナル、トリビユナルは稍や重大なる事件を審判すると同時に又たプレトリーの判決及び

葡萄牙
和蘭
丁抹

命令に對する抗告を受理しアッサイズコートは修身懲役又たは五年以上の懲役に處せらるべき犯罪を裁判し控訴院はペナル、トリビユナルよりの控訴を受理し大審院は他の各裁判所よりの控訴又たは上告を受理し之れを審判す全國を二十の控訴院管轄區域に分ち其の一區を更にトリビユナルの管轄區に分ち(百六十二區あり)又た更にプレトリー管轄區に細分す(千五百四十九區とす)

葡萄牙王國

司法制度を布くが爲に全國をコマルカスに分ち各コマルカスに一審裁判所を置く國中の主要なる市邑には大抵此種の裁判所あり控訴院は國中の三ヶ所に設けられ大審院は首府リスボンに置かる

和蘭王國

一大審院五控訴院二十三地方裁判所百六區裁判所あり判事は王の任命する所にして終身官とし大審院の議決に由ての外其職を免ぜらるゝ事なし

丁抹王國

最下級の裁判所は地方長官及市長の法廷にして其上級裁判所として九人の判事を有するビボルグの裁判所及廿人の判事を有するコッペンヘーゲンの裁判所あり最終審の裁判所としては十二人の年少判事及十一人の特別判事を以て組織する高等法院コッペンヘーゲンに在り六十五歳に達せざる判事は裁判々決によるの外其職を免ぜらるゝことなし

瑞典

瑞典那威

瑞典那威

瑞典に於ては司法制度の監督者としてヂヤスチヽー、カンスレル及ヂヤスチヽー、オムブヅマン(判事長及検事長)あり前者は王の任命する處にして全時に王の顧問官を兼ね後者は議會の選任する處にして一般司法の事を監視す全國には一の最高等法院三の高等法院二百九の地方裁判所あり

那威は全國を百八の裁判區に分つ其中八十二區は村落にして各區一裁判所を有す且つ其村落區を四百五十三の巡回區に分つ

全國に高等法院三あり各院一人の長と二人の判事とを置く最高等法院あり一人の長と六人以上の判事とを置く外に各市及各地方に選擧に由て就任する二人より成る調停裁判所あり民事訴訟の場合には必先此裁判所に出訴せざるを法とす

米國

米國

一八八七年の法律により刑事裁判の場合に於ては必先ラグマンヅレート(陪審官及メッドムスレートの審判を經ざる可らず前者は三人の判事及十人の陪審人の組織する者後者は判事之を組織し二人の助手の參與を待て下級裁判所に開く者なり

北米合衆國

合衆國には合衆國の裁判所と各州の裁判所との區別あり合衆國の裁判所は海事、特許、銀行其他合衆國の法律に關して生ずる民事及異なりたる州の人民間の訴訟及合衆國に對する犯罪に付き裁判權を有する者なれども實際是等の事件は極めて少數なるを以て只公海に於て行はれたる殺戮海賊及郵便條例租稅法律の違犯者等を裁判するのみ身躰及財產に對する罪同州の人民間の訴訟離婚破產等の事件は皆各州の裁判所之を管轄す

各州に於ける最下級の裁判所は治安裁判官に依て或は市町に於ては警察判事

に依て開かるゝ法廷にして村落の部分に於ては其地方の官吏により或は巡回判事に由て開かるゝ法廷とす而して是等の法廷には陪審人を參與せしむるを例とす其上級の裁判所は高等法院或は控訴院と稱する者にして長官及判事數人を以て組織す該判事は人民の選擧によりて一定の期間其職を取る者と知事の任命により就職する者との二あり

合衆國の裁判所として最下級にある者は區裁判所にして其權限は只合衆國に對する犯罪にして死刑に當らざる者を裁判するに止まる其數凡六十あり是等の上に九ケの巡回裁判所あり巡回判事の組織する所にして一名乃至二名の區裁判所判事は之に出廷するとを得巡回判事は合衆國に對する犯罪ありとして訴へられたる罪人を審問し證據を檢擧し以て自己を輔助するの委員を任命するとを得而して最高裁判所に於ける九人の判事は二年毎に一回は必九巡回區の一に於て法廷を開くべきの義務を有す此上に巡回控訴院あり

合衆國の最高裁判所は大統領に依て任命せられ上院の承諾を得て就職せる判事長及八人の判事を以て組織し下級裁判所の判決に對する控訴を受け又合衆

國が當事者となれる外國關係を審判す

亞米利加諸國

○墨斯古

六年の任期を以て人民に依て選ばれたる判事十五人を以て組織する高等裁判所及巡回裁判所區裁判所あり

○ガウテマラ

大審院一控訴院六始審裁判所廿六あり

○アルゼンチン

北米合衆國の如く全國の裁判所と各州の裁判所との二種あり前者はヴェノスアイレスに在る大審院(判事五人)四個所の控訴院(各院判事三人)及各州の始審裁判所にして後者は各州毎にある大審院(ヴェノスアイレスに在る者と名を全ふす)及小裁判所なり

○ブラジル

首府リヲデジヤヂーロに高等裁判所あり各州の首府に控訴院及始審裁判所あ

り判事は終身官とす

○智利

首府に最高裁判所あり各州の首府に始審裁判所あり其間に六控訴院あり各區には區裁判所を置く

一々列擧するの煩を避け司法制度の整はざる國及別に何等特に記すべき者あらざる國は之を省く

第八章　財政

第一節　總論

財政年度

第一款　歳入歳出

國家の經濟は間斷なく無窮の永續を期する者なりと雖其間に期限を立てゝ之を整理するの必要あり所謂財政年度を設くるの制度は即ち此必要によりて生じたる者にして各國皆此制を有す我國及び多くの國に於ては此制を立つるに穴勝年暦によらず四月一日より翌年三月三十一日に至る間を一財政年度となせるを常とす而して既に財政年度を設くる以上は一期間の收入支出を以て他の期間の收入支出と區別するは當然の事のみ歳入歳出の目玆に於てか生ず歳入歳出は一財政年度内に國家が收入支出する金額を云ひ之を分つて經常の者と臨時の者との二となす蓋此區別は經濟上の解釋によれば單に時の觀念に基く者にして間斷なく收入を生ずる財源より之を得れば經常歳入と稱し間斷なく支出を要すべき目的に向つて之を支出すれば經常歳出と云ひ之に反し臨時に收入し若くば支出すれば之を臨時收入又は支出と云ふ

歳入歳出

豫算

第二款　豫算

立憲政躰の諸國に於ては必ず豫算なる者あり政府は毎財政年度の始めに於て豫收入支出の計畫を定め之れを議會に提出して其協贊を求め其協贊を經て君主の裁可ありたる場合には是に由て收入支出を爲し又之に背反するを許さゞるを元則とす而して所謂豫算なる者の性質に至つては國法學上種々なる議論

ある處にして或は單に財政の計畫に過ぎずとなし或は財政計畫にも非ず訓令にも非らず政府が人民に負課を命ずる前議會の承諾を得るの形式なりとなし紛々として歸着する處を知らずと雖ども最も汎く行はるゝは最后の説にして其實際訓令たるが如き効力あるは是れ君主の裁可を經たるが故なりとせらる

豫算は豫め將來の收入支出を計測する者なるを以て其實際財政を行ふ場合に臨ては多少の變あるは免る可らず豫算の範圍内に在る目的を遂行するに當り定額が不足を告げたるに際し尚ほ之を支出するを豫算超過の支出と云ひ豫算の範圍外に於て臨時に支出の必要生じたるに際し之を支出するを豫算外の支出と云ひ共に其翌年の議會に於て承諾を得べき者とせるを普通とす

租稅と手數料

第三款　租稅と手數料

租稅とは一般國家の支出に充つるが爲に國家が其命令權に依りて徵收する金錢にして手數料とは私人の利益の爲にし又は私人の爲に特に必要を生じたる國家の行爲に關し又は營造物の使用に關し其行爲又は使用の報償として私人

より國家に支拂ふ金錢なり

租稅は報償の性質なく國家が一般の支出に充つるが爲に一般の國民に對して負課し徵收する者にして從て私人の利益と何の關涉する處なし手數料は之に反し私人の利益と相伴ふ者にして私人が其利益を得んと欲するに際し其報償として國家に收む可き者とす

直接稅間接稅

租稅を分ちて直接稅間接稅の二種とするを通常とす此區別は納稅者と擔稅者との關係を基とする事あり又課稅の物體を基とする事あり若し前の標準を以て直接稅間接稅を分つ時は納稅者と擔稅者とが全一人なるを豫期せらるゝか又は希望せらるゝ者之を直接稅と云ひ所謂租稅の轉嫁著しく納稅者は全く擔稅者に非らずして二者別人なるが如きもの之を間接稅と云ふ若し後の標準を以て之を別つ時は財産收入又は身分等の如く不動の性質を有し從つて豫め査定するを得べき事實を登錄したる臺帳により課稅せらるゝもの之を直接稅と云ひ變動して永續せず豫め査定するを得ざる事實に基き其生ずる毎に稅率を課して徵收する者之を間接稅と云ふ學理上の區別としては專後者をとる可し

と雖今日の實際に於ては不完全にして時々困難なる問題を生ずるにも拘はらず尙第一の區別法をとるを例とするに似たり

定率稅分配稅

租稅は又定率稅分配稅に別つことを得定率稅とは法律が豫め稅率を一定し各納稅者は其法律により納稅する者にして分配稅とは一定の金額を團體又は組合に分賦し其團體又は組合に於て之を各納稅者に負課する者なり

官業の收入

第四款　官業の收入

國家は單に租稅手數料等に由て其歲入を得るのみならず恰も一私人が其財產資本勞力を使用して收入を計るが如く國有財產又は其勞力資本を使用して歲入を得るを常とす其主なる者を擧ぐれば左の如し

一、官有土地の收入　國有土地政府が人民私有の土地の上に有する權利及農業上の設備等より入る收入

二、官工業の收入　政府所有の鑛山冶金所製鐵所等其他工業の收入

三、官商業の收入　商業及銀行の收入富籤發行の利益等

以上の者と異なり國家の特權に基き歲入を得るの目的を以て國家の經營する企業あり葉茶專賣阿片專賣等の如し是等の收入は純法理の上より論ずれば租稅たる者なりと雖ども通俗の意味に於ては一種の官業より得る收入と見るも不可なし又公益の必要上國家の經營する者例へば郵便電信鐵道等の設備より生ずる收入あり一般に是等の企業により生ずる收入は嘗て自由放任の主義盛なりし頃に於ては一時財政上排斥せらるゝ傾向ありしが現今の文明諸國に於ては諸の必要上より却て其增大を見るに至れり

公債

第五款　公債

公債は一年度の收入を以て支出に充つるに足らざる場合に於て之を募集する者と又一年度の收入が或時期の間其支出と併行せざる場合に於て之を募集する者との二つあり前者は多くは或る事業を起し又は或る事變に際し一時に巨額の收入を要するに際し之に充つる者にして其償還は多くは長年月を要する者とし後者は其年度の末に至れば相併合すべき收支が一時併合せざるの急を救ふが爲の者にして從つて其償還は全年度內に於て終るべき者とす

第一節　各國の財政

日本

日本帝國

最近五年度の歳計豫算を掲ぐれば左の如し

年次	歳入	歳出
三十一年	二二〇、〇五四、一二七円	二一九、七五七、五六九円
三十二年	二五四、二五四、五三二	二五四、一六五、五三八
三十三年	二九五、七九四、五五二	二九二、七二六、九九六
三十四年	二七七、四九七、〇〇三	二七五、八八七、四二四
三十五年	二七三、六三〇、八三六	二七〇、四二四、四九五

議會兩度の解散の爲に三十六年三十七年兩年度の豫算は三十五年度の豫算を襲用する者にして只追加豫算の異なれるあるのみ

支那

亞細亞諸國

○支那帝國

清國の歳入は關稅及少許の內地稅の外は各省總督の手に由て收入せらるゝ者にして北京朝廷は毎年各省總督に對し其翌年徴收すべき租稅の金額を通告し各省總督は之に由て其管轄內より租稅を徴收するを例とす然りと雖ども各省總督が其管轄內に賦課するの租稅は其朝廷よりの指定額に比し遙に大なる者にして其超過額は即ち手數料として消失し若くば徴收者の私利に歸する者なり而して其歳入歳出に關して正確なる報告なきを以て容易に其財政の眞相を知る可らず今ロベート氏の調査せる所の者を掲ぐれば左の如し

歳入		歳入	
地租	二六、五〇〇、〇〇〇兩	海關稅	
省收入	二、六〇〇、〇〇〇	一般貨物	一七、〇〇〇、〇〇〇
穀稅	三、一〇〇、〇〇〇	外國阿片	五、〇〇〇、〇〇〇
鹽稅	一三、五〇〇、〇〇〇	內地阿片	一、八〇〇、〇〇〇
釐金稅	一六、〇〇〇、〇〇〇	總計	八八、二〇〇、〇〇〇
內地關稅	二、七〇〇、〇〇〇		
各省	二〇、〇〇〇、〇〇〇	稅關	三、六〇〇、〇〇〇

歲出	
陸海軍	三五、〇〇〇、〇〇〇
首府	一〇、〇〇〇、〇〇〇
旗軍	一、三八〇、〇〇〇
宮廷	一、一〇〇、〇〇〇
豫備費	三、三〇〇、〇〇〇
公使館	一、〇〇〇、〇〇〇
河川鐵道	一、七四〇、〇〇〇
國債支拂	二四、〇〇〇、〇〇〇
總計	一〇一、一一〇、〇〇〇

新公債の利子及び償還に充て歲入の不足を補ふの目的を以て一九〇二年より一九一〇年に至るの間毎年千八百萬兩の增收を得るが爲に北京朝廷は各州總督に其納附金の增加を命じたり

海關稅徵收の目的の爲に歐米人及淸人を以て組織する稅關あり英國人を以て其長官とす

國債左の如し(磅を以て表はす)

年	額	利子	年	額	利子
一八九四	一、六三五、〇〇〇	七分	一八九六	一六、〇〇〇、〇〇〇	五分

一八九五	三、〇〇〇、〇〇〇	六分	一八九八	一六、〇〇〇、〇〇〇	四分半
一八九五	一、〇〇〇、〇〇〇	六分	一八九九	二、三〇〇、〇〇〇	五分
一八九五	一五、八二〇、〇〇〇	六分	一九〇一	六四、〇〇〇、〇〇〇	四分

北淸事件の結果淸國が列國に對して支拂ふべき償金の額は四億五千萬兩即六千四百萬磅に上り一九〇二年より四一年迄三十九年間に於て四分利付公債として年々千八百萬兩即ち二百五十六萬磅を支拂ふ可き者となれり

朝鮮

○朝鮮王國

一九〇二年の豫算によれば歲入七百五十八萬六千五百卅萬圓內譯地租四百四十八萬八千二百卅五圓家屋稅四十六萬二百九十五圓關稅八十五萬圓にして歲出七百五十八萬五千八百七十七圓なり

還羅

○還羅王國

一九〇二年より三年に亘る年度の豫算によれば歲入三千九百四十九萬三千チカル(一七四六チカル一磅に當る)歲出三千八百九十七萬一千二百七十一チカル

にして歳入の主なる者は阿片税七百萬チカル酒精税三百七十萬チカル富籤及賭博税四百五十萬チカル地租及漁業税四百卅萬チカル關税四百八十萬チカル等なり而して歳入は漸時增加の傾向を有し歳出は能く節制せらるゝを以て此國の財政は逐年好況に向ふ國債は未だ是あることなし

波斯

○波斯

正確にして且つ新しき報告なきを以て其財政の現狀を知るを得ずと雖ども大略歳入五千四百四十八萬餘クラン歳出五千萬クラン(一クラン四八片に當る)にして其歳入の八割餘は市町村に負課する租税より成り一割五分餘は郵便電信よりの收入及漁業鑛山業等に對する租税より成る

英國

英吉利合衆王國

最近四年度間に於ける歳入歳出の有樣を示せば左の如し(磅を以て表はす)

年	收入豫算	實際歳入	年	支出豫算	實際歳出
一八九九	一〇七、一一〇、〇〇〇	一〇八、三三六、一九三	一八九九	一〇八、八一五、〇三六	一〇八、一五〇、三六六
一九〇〇	一一二、一五七、〇〇〇	一一九、八二九、九〇五	一九〇〇	一三四、六七一、八一三	一三三、七三一、四〇七
一九〇一	一三七、五一〇、〇〇〇	一三〇、三八四、六八四	一九〇一	一八四、五九九、六一七	一八三、五九二、二六四
一九〇二	一四二、四五五、〇〇〇	一四二、九九七、九九九	一九〇二	一九六、八四三、二五九	一九五、五三一、二一五

露國

歳入の中最主要なる者は直接税中の所得税にして其額を示せば左の如し

年	一磅に對する税	税額	年	一磅に對するスル税	税額
一八八九	八片	一八、〇〇〇、〇〇〇	一九〇二	一四	二四、八〇〇、〇〇〇
一九〇〇	八	一八、七五〇、〇〇〇	一九〇三	一五	二八、六〇〇、〇〇〇
一九〇一	一二	二六、九二〇、〇〇〇			

國債總額は七億六千八百四十四萬磅餘にして之を所得税の物體たる財産及利益の總價額に比すれば六千四百九十一萬磅餘少なく之を一九〇一年の輸出入の總價額に比すれば一億磅餘少なく其人口一人に對する負擔は十八磅六志四片となり年々支拂の額を人口一人に割り充つれば十二志八片半となる可し而して合衆王國全體の富力を計るに百億三千七百四十三萬磅餘なりと云ふ

露西亞帝國

歲出入を經常と臨時との二に分つ事猶諸外國の例の如くにして而かも一八九四年以來は鐵道の新設費を臨時歲出とし軍隊の再置費築港費備荒貯蓄費等は之を經常歲出に算入し國債より生ずる現金及帝國銀行に於ける預金等を臨時歲入とし軍事納金(土耳其斯丹及キーバより)は之に經常歲入に算入せり

商業上の團體會社株券所有者工業者等に課する新所得稅(階級制をとる)は一八九八年六月の法律に由て設けられたる者とす

最近四年度間に於ける歲出歲入の有樣は左の如し(ルーブルを以て表はす十ルーブルは殆一磅弱に當る)

年	經常		臨時	
	歲入	歲出	歲入	歲出
一九〇〇	一、七〇四、一二八、五〇六	一、五五五、四二七、六三三	三三、五六八、九八三	三三三、七八八、五一五
一九〇一	一、七九九、四五七、一五五	一、六六四、八七、二五一	一六三、九二五、九一五	三〇九、三六九、八〇八
一九〇二	一、八〇〇、七四、四八三	一、七七五、九三、四八一	一、八〇〇、〇〇〇	一七〇、六五八、四九五
一九〇三	一、八九七、〇三三、六七八	一、八八〇、四〇五、二三九	二、五〇〇、〇〇〇	一九一、二六三、二四二

獨逸

國債はクリミヤ戰爭後不換紙幣を合して一億四千四百萬磅に過ぎざりしが一八八七年には五億二千四百萬磅となり一九〇一年には六億五千五百萬磅となり一九〇二年には六億六百八十四萬磅となり利子三千萬磅に上るに至れり

獨逸帝國

獨逸帝國の通常歲出は關稅國稅の數種及郵便電信鐵道等の利益より生ずる歲入を以て之を支辨する者にして各聯邦は又其人口の數に比例し帝國歲入の不足を補充するが爲の賦課を受くる者とす

左表は最近四年度間の歲出歲入の有樣を示すに千マルクを單位としたる者なり二十マルク一磅に當る

	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二
通常歲入	一、八九七、二七三	一、九九八、〇八七	二、一〇五、六六一	二、一五三、三八八
臨時歲入	七五、八四二	九九、一三八	二〇六、六五四	一五一、〇九五
合計	一、九七三、一一五	二、〇九七、二二五	二、三一二、三一五	二、三〇四、四八三
通常歲出	一、八八七、七〇一	一、八二二、〇〇六	一、九一五、二五八	一、九七二、八二八

臨時歲出	二七二、八九〇
合計	一、九六〇、五九二
	三七五、三四五
	二、一九七、三五二
	四二九、六六三
	二、三四四、九二二
	三二九、八一三
	二、三〇二、六四二

各聯邦よりの納附金(マトリクラル、ベイトレーゲ)は毎年豫算により一人の負擔額を定め各聯邦より其人口に比例して之を徵收する者にして一九〇三年の豫算によれば廿六聯邦よりの納附金總計五億八千萬マルク餘なり

一九〇一年三月末日に於ける調査によれば三分五厘利附の國債十二億四千萬マルク三分利附の國債十億七千五百六十五萬マルクあり

佛蘭西共和國

經常歲入は主に直接稅間接稅及國立製造所の收入專賣業の收入等より成るにして詳言すれば歲入の一割五分は不動產に課する者及其他の直接稅より生じ其五割七分は登錄稅其他の間接稅より生じ其二割一分は國有財產及專賣業の收入より生ず而して地方稅としては地租窓戶稅營業稅車馬稅等を徵收す最近二年度間の歲出歲入は左の如し(フランを以て表はす)

	一九〇二	一九〇三
歲入 直接稅	五三一、〇八五、二九二	五四〇、三三四、六八八
間接稅	二、〇七三、二一四、一八〇	二、〇二一、〇八五、四〇〇
專賣收入	七四七、九三〇、二八〇	七七五、三七四、九〇〇
其他	二五〇、二三五、三一六	二三八、〇八一、八二四
總計	三、六〇二、四六五、四六八	三、五七四、八七六、八一二
歲出 總計	三、六〇二、三三三、二四四	三、五七四、三九八、九三〇

國債總額は三百三億四千三百五十九萬餘フランにして一九〇三年の豫算によれば該一年度に於て支拂ふ可き元本及利子は實に十一億九千百七十二萬フランなり之を英貨に換算して國民一人の頭に割り當つれば負擔額三十一磅九志にして其年々支拂の額一磅四志七片なりとす

埃太利匈牙利帝國

埃國匈國共同の政費は共同して之を負擔するを法則とし議會の可決と帝王の

裁可とを待つて其負擔の割合を定む現今に於ては兩國の關稅はあげて之を共同の歲入とし共同の歲出に充て其不足額に付ては墺國六割五分六厘を負擔し匈國三割四分四厘を負擔す左に揭くる者は最近五年間の共同歲出及歲入なり（千クラウンを單位とす廿四クラウン一磅に當る）

墺太利

	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲出	三六〇、一七四	三四八、一六四	三六四、三三六	三六五、一八二	三七三、八六一
關稅の收入	一一六、九八八	一三一、〇四八	一二五、〇三九	一一一、九七〇	一一二、八四八
墺國納金	一六六、八二六	一四二、四二八	一五六、九七九	一六六、一〇七	二六一、〇一三
匈國納金	七六、三六〇	七四、六八八	八二、三一八	八七、一〇五	

一八六七年の法律により兩國共同の國債は之を負ふを許さず現今共同の國債と見る可きは只兩國の保證に因て發行せられたる紙幣あるのみ一九〇二年の調査によれば其流通高三千五百八十七萬クラウン餘なり

○墺太利

墺太利の歲出歲入は左の如し（千クラウンを以て表はす）

匈牙利

伊太利

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲出	一、七八四、一七八	一、六九〇、一八二	一、七二六、六四三	
歲入	一、七五八、三二九	一、六八九、一一六	一、七二六、二二五	

國債總額（一九〇二年現在）三十六億一千九百十二萬クラウンにして一年度の元本償却及利子支拂總額一億四千三百六十三萬クラウンなり

○匈牙利

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	
歲出	一、〇八三、五二一	一、一〇一、八三三	一、〇九〇、四六二	（千クラウンを單位とす）
歲入 國債高有	一、一九七、〇三六	一、〇五一、四六〇	一、〇九〇、四六二	
歲入 國債高無	五、一八〇、六四九	五、一一九、一八〇	——	

伊太利王國

最近數年間に於ける歲出歲入の狀況は左の如し（千ライヤーを以て表はす廿五ライヤー一磅に當る）

希臘

	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二
歳入	一、七四七、九二八	一、八一四、五四九	一、八八四、九三二	一、八二五、六六八
歳出	一、七四二、七一七	一、七七三、三一五	一、八六一、〇三二	一、八一二、三六三

國債總額は一九〇一年の調査によれば百廿六億四千三百四十九萬ライヤーに當り是を人口一人に割り充つれば其利子五億七千八百七十萬ライヤーにして元本十五磅十一志利子十四志二片となるの比なり而して一八八九年より九一年に至るの間に於て伊國政府の調査したる處によれば伊國全躰の富は實に廿一億八千八百萬磅なりと云ふ

希臘王國

希土戰爭終局の後一八九八年に發布せられたる法律により獨逸墺國佛國英國伊國及び露國の各國委員を以て組織する財政委員會を置き外債償却利子支拂の爲め鹽石油其他の專賣業及烟草稅、印紙稅海關稅等より生ずる收入は擧げて該委員會の處分に任ずることゝし同時に列國の保證に依て一億七千萬フランの國債を募集し之に由て九千三百萬フラン餘を土耳古に支拂ひ三千萬フラン餘を流動公債の償却に充て二千萬フラン餘を一八九九年度の收入不足の補充として希政府に取り尚二千萬フランを將來の歳入不足補充の爲備へ置く事と爲すを得たり尚ほ近年の歳出歳入の狀況を示せば左の如し(ドラキメーを以て表はす)

	一八九七	一八九八	一八九九	一九〇〇
歳入	九八、四六一、七〇八	一〇四、九三五、八六〇	一一一、三一八、二七三	一一一、五六七、五一九
歳出	一三七、〇五〇、九六五	一一〇、三四一、四三一	一〇四、五八六、五〇四	一〇九、二七一、九〇一

國債は一九〇一年の終に於て二千七百八十萬磅に上り又一九〇二年の春鐵道公債八十八萬磅の發行あり其紙幣國債は一九〇一年の終に於て約千七百萬フランを算したり

西班牙王國

其歳出歳入左の如し(ペセタスを以て表はす)

西班牙

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歳入	九九四、八七七、五七九	一、〇二三、二一六、四〇五	九七四、四三七、七四八	九五一、一七八、二二七
歳出	九〇六、三九六、一七五	九八七、二七六、九〇七	九七一、一七六、二五九	九四八、六六一、八九八

國債は凡四億一千六百四十萬磅にして年々之れが爲に支拂ふ可き者千六百五十五萬磅とす之を國民總數に割り充つれば一人の負債二十二磅十六志六片に當り而して其年々の支拂額十八志一片餘となるべし

葡萄王國

歳入歳出の狀況左の如し(ミレーを以て表はす一ミレーは四志五片也)

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歳入	五五、五八二、〇〇〇	五三、二七〇、〇〇〇	五四、九一三、〇〇〇	五四、九二五、〇〇〇
歳出	五六、〇七九、〇〇〇	五五、二四〇、〇〇〇	五五、八六二、〇〇〇	五六、七二五、〇〇〇

國債は總額凡一億六千九百廿一萬磅なり

和蘭王國

	經常歳入	臨時歳入	總計	歳出
一九〇〇	一五四、五七四、五九三	一八一六、七九五	一五五、三九一、三八八	一五四、五二八、五一二
一九〇一	一五二、四六六、一六六	五八三、一五四	一五三、〇四九、三二〇	一五二、九〇四、七四九
一九〇二	—	—	一五四、〇〇二、二四五	一六七、二三三、一八〇
一九〇三	—	—	一五六、六〇四、二六〇	一六四、五七四、一六九

(ギルダーを以て表はす十二ギルダー一磅に當る)

一九〇二年の調査によれば國債總額十一億四千萬ギルダーにして國民一人の負擔額十六磅一志八片に當り年々之が爲に支拂ふ可き者三千萬ギルダーにして一人の負擔額十志に當る全國の富は八億磅なりと云ふ

白耳義王國

一九〇三年の歳入は五億フラン餘にして其歳出を超過すること十八萬フランとす國債總額は(一九〇二年)廿七億七千八百萬フランにして之に對して一九〇三年に支拂ひたる者一億四千三百五十三萬フランなり若し夫れ一人の國民に對する比を求むれば國債十五磅十一志にして年々の支拂額十五志八片に當る

丁抹

丁抹王國

歲出歲入及國債の狀況左の如し(クロノルを以て表はす十八クロノル一磅弱に當る)

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	七二、五六一、四八七	七八、九五九、三五七	九六、八三一、五〇二	七〇、二四九、四四六
歲出	七七、五〇九、〇五二	七八、八八三、五二九	七六、七一二、四四六	七四、四七八、二四七
國債	二〇七、四一九、九一二	二一七、二九四、二二四	二四六、三九四、九五八	—

瑞西

瑞西共和國

瑞西共和國政府は直接稅を課するの權を有せず其歲入の多くは關稅より生ずる者にして又郵便電信等の收入も其主要なる者とし其外酒精專賣及び諸種の製造工業より又多大の收入を生ず左に揭ぐる者は近年の歲入歲出の狀況なり

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	一〇一、〇三三、七一六	一〇一、九二四、六八二	一〇六、四三〇、〇〇〇	(フランを單位とす)
歲出	一〇二、七五七、八三七	一〇五、五五三、〇八九	一一〇、五四五、〇〇〇	

瑞典那威

瑞典那威兩國の歲出歲入左の如し(クロノルを以て單位とす)

瑞典			那威	
	歲入	歲出	歲入	歲出
一九〇二	一五六、一四三、〇〇〇	一五六、一四三、〇〇〇	一〇二、二五〇、〇〇〇	一〇二、二五〇、〇〇〇
一九〇三	一七二、四六八、二〇〇	一七二、四六八、二〇〇	—	—

瑞典に於ては鐵道公債三億四千九百萬クロノル有り國民一人の負擔額殆三磅十四志に當り其利子負擔額二志七片に當る然ども鐵道の收益は此利子を支拂ふて不足を感ぜざるが故に實際に於ては國民は二志餘の利子を拂ふを要せざるなり

那威に於ては一九〇一年の調査に從へば國債總額八千八百卅一萬フランにして全國の富は一九〇二年の調査によれば國債總額八千八百卅一萬フランにして全國の富は九千八百九十六萬フランなり

土耳古

土耳古帝國

左に掲ぐる者は一八九二年より九五年に至る間の平均歲出及平均歲入と一八九七年より九八年に至る年度の歲出歲入の統計なり(土耳古磅を以て表はす)

	平均 一八九七——九八
歲入	一八、九二七、七四五
歲出	一九、七九六、一八二
	一八、五一一、三二二
	一八、四二九、四一一

國債は一九〇二年の調査の時一億三千六百九十四萬土耳古磅あり外に露國への償金二千四百萬土耳古磅あり

セルビヤ

セルビヤ王國

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	七七、七八九、六四八	七四、〇一八、〇七〇	七二、八二〇、〇〇〇	七〇、五六五、九八一
歲出	七六、二五九、二四五	七三、九九二、五四三	七二、八一五、〇〇〇	七二、九八三、一三五

(デナルを以て表はすフランに仝し)

ルーマニヤ

ルーマニヤ王國

國債は一九〇一年の調査によれば四億一千八百六十八萬デナル餘なり

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	二一〇、〇四二、七五八	二一八、二〇七、八一二	二二五、一一七、〇〇〇	
歲出	二〇三七、二八六、七七五	二〇一、五八五、四三三	二一八、五〇〇、〇〇〇	

合衆國

北米合衆國

國債は約十四億一千三百萬レーあり一九〇二年より〇三年に亘る間に國債の利子及償却として支拂ひたる額は八千六百萬レーに達す

最近數年間の歲出歲入を左に示す(弗を以て單位とす)

	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	五六七、二四〇、八五二	五八七、六八五、三三八	五六二、四七八、二三三	六九四、〇二〇、六三〇
歲出	四八七、七一三、七九二	五〇九、九六七、三五三	四七一、一九〇、八五八	六五一、〇二〇、六三〇

國債額を表にして示せば左の如し

一八六〇		六四、八四二、二八七
一八八〇		二、一二〇、四一五、三七〇
一八九〇		一、五五二、一四〇、二〇五
一八九五		一、六七六、一二〇、九八三
一九〇〇		二、一三六、九六一、〇九二
一九〇二		二、一五八、六一〇、四四六

純國債換言すれば國庫に於ける正貨と相殺して尚殘存する處の國債額は一九〇二年六月の調査によれば九億六千九百萬弗なり一八九〇年の計査當時其全國の富力は六百五十億弗にして一八八〇年の當時に比すれば二百廿億弗の增加なり

墨斯古共和國

近年の財政狀況を見るに歲入は四割は關稅より一割五分は內地諸稅より一割五分は諸種の收入より之を得歲出は四割四分を內地政費に四割六分を國債支拂に一割を鐵道經營に支出するが如し其歲入歲出を示せば左の如し(弗を單位とす)

歲	一九〇〇	一九〇二
入	六二、九九八、八〇五	六六、一四七、〇四九
出	六三、〇八一、五一四	六四、七三八、八一六

一九〇二年に於ける外債は二千二百三十二萬弗にして一九〇一年に於ける內債は一億三千五百五十萬弗なり

ガウテマラ共和國

歲入の半以上は關稅より生じ三分の一以上は酒稅烟草稅等より生じ歲出の十分の七は國債償却費敎育費及軍事費に支出せらる一九〇一年の歲計は歲入千六百二十萬弗餘歲出千六百萬弗餘なり國債は一九〇〇年の調査によれば外債九百二十三萬弗にして流通公債二千七百七十萬弗なり

アルゼンチン共和國

歲出歲入左の如し(金貨弗及紙幣弗を以て單位とす一金貨弗は四志なり紙幣弗は一志九片餘に當る)

歲	金貨弗	一九〇〇	一九〇三
入	三七、九九八、七〇三	三八、二四四、六三八	四〇、一一一、三三九

入	紙幣弗	六二、〇四五、四五八
歲	金貨弗	二三、六四四、五五三
出	紙幣弗	一〇四、五〇一、六一四

國債總額(一九〇一年)は二千四百九十八萬金貨弗及一千二百萬紙幣弗にして國民一人に付き約六金貨弗の割合なり

ブラジル

ブラジル共和國

		一九〇一	一九〇二	一九〇三
歲入	金貨ミルレー	九〇、〇五九、〇〇〇	四二、八七七、〇〇〇	四〇、九六七、〇〇〇
	紙幣ミルレー	三七七、一五七、〇〇〇	二五七、三六一、〇〇〇	二四八、〇一八、〇〇〇
歲出	金貨ミルレー	五九、七五八、〇〇〇	三三、五五五、〇〇〇	四一、三九九、〇〇〇
	紙幣ミルレー	二八八、九〇八、〇〇〇	二二四、四一五、〇〇〇	二四四、四六二、〇〇〇

國債は一九〇二年の調査によれば外債四千二百四十二萬磅内債五億七千萬ミルレー、流通公債一億八千七百萬ミルレーなり

智利

智利共和國

		一九〇〇	一九〇一	一九〇三
歲入		一〇三、九六五、〇三〇	一一〇、〇五九、四九七	二四、〇五三、一一九
歲出		一〇四、七三〇、〇五四	一三〇、九一三、九九〇	八二、六〇二、四二六

(一九〇〇及一九〇一年はペソを以て表はす十三ペソ三分の一は一磅に當る一九〇三年の歲入は金貨ペソを以て表はし歲出は紙幣ペソを以て表はす者なり)

國債は一九〇一年の調査によれば外債二億二千七百二十三萬ペソ内債七千五百四十三萬ペソあり

其他の諸國

其他の諸國

		歲入(一九〇二)	歲出(一九〇二)	國債
コスタリカ		四、八五〇、〇〇〇コ	四、八五〇、〇〇〇コ	二、一三二、六二五磅

パイチ	四、四〇九、三一八弗	四、四二二、八一六弗紙	四、七三七、七八三弗紙		
ホンドラ	二、九一七、四三五弗	二、九一八、四九〇弗金	二三、二一三、四六六弗金		
ニカラガ	二、六二九、〇五〇ペ	二、六二九、〇五〇ペ	外五、三九八、五七〇磅		
サルバドル	五、八九六、七四一ペ	五、九一八、五九〇ペ	内一、三三二、四〇〇ペ		
サントドミンゴ	六、五五九、七二二弗	七、六四〇、八九一弗	外 二六九、三九八磅		
ボリビヤ	一、九一〇、〇〇〇弗	一、七二一、五〇〇弗	内九、二一六、五四九ペ		
コロンビヤ	九、一四八、三五〇ボ	九、二七四、一五二ボ	外 七二六、四二〇磅		
	二八、九八三、六四〇ペ	四〇、四二七、五七五ペ	内八、三二五、九〇五弗		
			外四、二三六、七五〇磅		
			内二、八四五、五五〇金弗		
			仝一〇、一二六、六二九銀弗		
			外 八一八、八一三ボ		
			内四、〇〇四、〇二〇ボ		
			外二、八五五、二五〇磅		

イクァドル	一三、四一八、五〇四サ	一三、三一九、七六四サ	内三、〇〇〇、〇〇〇ペ		
パラグェー	八、一二二、一七九弗	八、一四六、五六七弗	仝 上		
ペルー	一五、三九六、六八〇ソ	一五、七六七、五四〇ソ	仝 上		
ウルグェー	一六、一六〇、〇〇〇弗	一六、一六〇、九九六弗	一三、八五八、三四五弗		
ヴェネズェラ	三七、〇〇〇、〇〇〇ボ	三七、〇〇〇、〇〇〇ボ	外五、二六二、〇七七磅 内一〇六、四三三、八一〇ボ		

(仝はコローン、ペはペソ、ボはボリビヤノス、サはサクレー、ソはソール、ポはポリバーの略なり)

第九章 軍備

第一節 總論

兵は兇器にして戰爭は人間の行ふ罪惡の中最大なる者なる事は世界萬衆之れを知らざるに非らず然ども悲ひ哉世は未だ天國とならず却て各國獨立して激

萬國弭兵會議

烈なる生存競爭をなし從つて時に權利の衝突主張の擅着を生じ茲に兩々干戈の間に相對して雌雄を決せざる可らざるに至るは亦た止むを得ざる處なり曾て一八九八年八月十二日露國皇帝は其外務大臣に命じ一の回文を各國政府に送らしめ以て萬國弭兵會議を開催せんとを提議したり而して其翌年五月に至り此提議は終に成立して各國の委員はヘーグに會し茲に仝月十八日より會議を開き約二ヶ月の間討議したるの後

一、採托仲裁々判條約

二、陸戰法規慣例に關する條約

三、デュテーブ條約を海戰に適用するの條約

等を決議し爾來各國は前數種の條約を批準調印して以て戰爭の害惡を減少するに務めたりと雖も而かも軍備縮少又は廢止の事は終に何等の聲をきかず各國は却て年々莫大の支出をなし其軍備を大にせんとを計りつゝあるは現今の狀態なり若夫れ此勢にして永續し軍備擴張の競爭益大とならんか各國民は皆收斂の甚だしきに苦み其結果は其國の破產となり人類社會の不幸を醸生すべきこと火を睹るよりも明なり

第二節　各國の軍備

日本帝國

日本　兵役の區分

國民皆兵の主義を採り苟日本帝國の臣民にして滿十七歲より滿四十歲迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす

兵役は是を分つに常備兵役、後備兵役、補充兵役、及國民兵役の四となし常備兵役は更に之れを現役と豫備役の二つに分つ現役は陸軍は三ヶ年海軍は四ヶ年にして滿廿歲に至りたる者之に服し豫備役は陸軍は四ヶ年四ヶ月海軍は三ヶ年にして現役を終りたる者之に服す後備兵役は五ヶ年にして常備兵役を終りたる者之に服す

補充兵役は陸軍に在ては第一補充兵役第二補充兵役とし第一補充兵役は七ヶ年四ヶ月にして其年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服し第二補充兵役は一ヶ年四ヶ月にして其年所要の第一補充兵員に超過する者之に服す又た海軍に在ては一ヶ年にして其年所要の現役兵員に超過する者之に服

す國民兵役は分つて第一國民兵役第二國民兵役の二となす前者は後備兵役及第一補充兵役を終りたる者之に服し後者は常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役にあらざる者之に服す

各兵役の期間既に滿つると雖も戰時或は時變に際する時若くば臨時に演習或は觀兵の擧ある時若くば航海中或は外國駐劄中は其期を延すとあり

以上各兵役に服せる者を以て組織せらるゝ帝國の戰鬪力は　天皇陛下が　大元帥として親ら統轄し給ふ所とす

○陸軍

陸軍は常備として拾三師團と臺灣守備隊及憲兵あり其員數を數字を以て示せば左の如し(卅三年調)

陸軍	將校士官	兵卒	合計
師團	六、一一〇	一五五、九六六	一六二、〇七六
近衛師團	五七三	一三、五三七	一四、一一〇
十二ヶ師團	四、九五一	一二四、〇〇四	一二八、九五五
臺灣守備	四七〇	一五、九一七	一六、三八七
憲兵	一一六	二、五〇八	二、六二四
其他	一、九三六	二、二四八	四、一八四
學生	—	—	一、三六九
合計	八、〇四六	一五八、二一四	一六七、六二九
豫備	二、四〇〇	二〇一、七〇九	二〇四、一〇九
後備	一、一六五	九七、五五七	九八、七二二
第一補充	—	—	五一、九六六
第二補充	—	—	一〇九、五八一
全總計	二一、六一一	四五七、四八〇	六三二、〇〇七

海軍區

海軍

○海軍

帝國の海岸及海面を分ちて五海軍區とす其區畫は左の如し

第一海軍區

陸中國南九戸北閉伊郡界より紀伊國南牟婁郡界に至るの海岸及海面小笠原

島の海岸海面

第二海軍區

紀伊國南牟婁郡東牟婁郡界より石見長門の國界に至り又筑前豐前國界より九州海岸に沿ひ日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸海面及四國の海岸海面及內海

第三海軍區

筑前豐前國界より九州西海岸に沿ひ日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸海面及壹岐對島沖繩諸島の海岸海面

第四海軍區

石見長門國界より羽後陸奥國界に至るの海岸海面及隱岐佐渡の海岸海面

第五海軍區

北海道陸奥及陸中國北九南九戶兩郡の海岸海面

而して右の海軍區に軍港を定むると次の如し

第一海軍區　相摸國三浦郡橫須賀

軍港

第二海軍區　安藝國安藝郡呉

第三海軍區　肥前國東彼杵郡佐世保

第四海軍區　丹後國加佐郡舞鶴

第五海軍區　膽振國室蘭郡室蘭

鎭守府

各軍港には鎭守府あり鎭守府は出師準備海軍區の警備軍港要港防禦港の防禦に關することを掌る處たり

軍艦

各軍港を根據とし常に帝國の海面に遊戈し又外國に遠航して平時は商業の保護者たるべく戰時は敵國を侵すの先鋒たるべく太平洋上獨り雄を稱して帝國の國威を宣揚せる我艦隊の主力は實に最新式の建造に係る戰鬪艦及快速力を有する新巡洋艦とを以て成る今一々說明するの煩を避けて之れを表を以て示せば左の如し若し夫れ海防艦砲艦通報艦驅逐艦等の二千噸以下の小艦に至ては之を省く

艦名	進水年月	噸數	裝甲の厚	發射管	馬力	速力
八島	一八九六	一二、五一七	一八	五	一三、六八七	一八
富士	一八九六	一二、六四九	一八	五	一三、六八七	一八
敷島	一八九八	一五、〇八八	九	五	一四、七〇〇	一八
朝日	一八九九	一五、四四三	九	四	一五、二〇七	一八
三笠	一九〇〇	一五、三六二	九	四	一四、七〇〇	一八
初瀨	一八九九	一五、二四〇	九	四	一五、二〇七	一八
鎮遠	一八八二	七、三三五	一四	三	六、〇〇〇	一五
常盤	一八九八	九、八五五	七	五	一八、二四八	二二
淺間	一八九八	九、九〇六	七	五	一八、二四八	二二
出雲	一八九九	九、九〇六	七	四	一四、七〇〇	二一
磐手	一九〇二	九、九〇六	七	四	一四、七〇〇	二一
八雲	一八九九	九、八〇〇	七	五	一五、一〇〇	二〇
吾妻	一八九九	九、四五六	七	五	一六、六〇〇	二〇
秋津洲	一八九二	三、一七二	七	五	一五、五〇〇	二〇
橋立	一八九一	四、二七八	六	四	八、五一六	一九

嚴島	一八八九	四、二七八	六	四	五、四〇〇	一六
松島	一八九〇	四、二七八	六	四	五、四〇〇	一六
浪速	一八八五	三、七〇九	六	四	七、六〇四	一八
高千穗	一八八五	三、七〇九	六	四	七、六〇四	一八
吉野	一八九二	四、二二五	六	五	一五、九六七	二三
千歲	一八九八	四、八三六	六	五	一五、七一四	二三
笠置	一八九八	四、九七八	六	五	一七、二三五	二三
高砂	一八九七	四、二二七	七	五	一五、九六七	二三
和泉	一八八三	二、九六七	七	五	五、五七六	一七
須磨	一八九五	二、七〇〇	七	二	八、五〇〇	二〇
明石	一八九七	二、八〇〇	七	二	八、〇〇〇	二〇
千代田	一八九〇	二、四三九	九	三	五、六七八	一九
新高	一九〇三	三、四〇〇	六	一	九、〇〇〇	二〇
對馬	一九〇三	三、四〇〇	六	一	九、〇〇〇	二〇
春日	一九〇三	七、七〇〇	六	四	一三、五〇〇	二〇
進日	一九〇三	七、七〇〇	六	四	一三、五〇〇	二〇

英吉利合衆國

英國
陸軍

○陸軍

英國に於ては一六八九年の法律により平時に際し軍備を置くには議會の承諾を經ざる可らざるとを定めたり故を以て其後今日に至る迄軍隊の數より其服役の種類に至る迄悉く毎年の議會に諮詢して之を定むるを慣例となせり去れば一九〇二年より三年に亘る年度に於て備ふ可き陸軍々人の數は又議會の議決を經たる所の者にして其議決の結果によれば一九〇三年三月卅一日を以て終る年度内の本國に於ける陸軍々人は一萬一千四百八十五人の士官二萬五十人の下士四千五百四十二人の鼓手喇叭手等十八萬三千六百二十三人の兵卒合計二十一萬九千七百人なりとす而して以上を以て組織する軍隊に附屬する軍馬の數は印度に於ける一萬二千七百七十一頭を除外して二萬六千三百三頭を算す

海軍

○海軍

英國の世界に對する誇は陸軍にあらずして海軍にあり其海軍は世界最強の者にして海洋の上何處に至るも英の軍艦旗の翻々たらざる所なしとは英國人の常に唱ふる所なり今一九〇二年より三年に亘る間の海軍々人の數を擧げ其前年役のものと比較すれば左の如し

	《一九〇一―二》	《一九〇二―三》
海上勤務		
將校士卒	八五、三二三	八八、六九一
海岸衛兵	四、二〇〇	四、二〇〇
水兵	一六、五九〇	一九、五八九
其他の勤務(練習等)		
ペンシヨナー	一、〇四八	一、二八二
ボーイ	六、二〇〇	六、二〇〇
候補生及機關學生	四四〇	四九二
種々	一、八二四	二、〇四六
合計	一一八、六二五	一二二、五〇〇

軍艦

軍艦の配置

尙最近調査の軍艦數を示せば次の如し（老朽艦及砲艦單檣船等を除く）

	既成	進水したる者	未成
一等戰鬪艦	二七	二	五
二等戰鬪艦	九	二	
三等及四等戰鬪艦	九		一
裝甲巡洋艦	一四	六	
巡洋艦	一二七		四
水雷砲艦	三三		四
驅逐艦	一一三		一九
水雷艇	五〇		四
潛水艇	五		一

一九〇三年中其軍艦を各方面に分遣せること左の如し

東洋艦隊

尙最近調査に係る英國の東洋艦隊は次の如し

場所	一等戰鬪艦	二等戰鬪艦	裝甲巡洋艦	三等四等戰鬪艦	巡洋艦	驅逐艦
地中海艦隊	一一	三	二		一〇	二四
英佛海峽艦隊	六					
巡洋艦隊						
本國艦隊						
支那艦隊	四	五	一	四	九	六
喜望岬艦隊						
北亞米利加艦隊						
太平洋艦隊						
南亞米利加艦隊						
濠洲艦隊						
東印度艦隊						

戰鬪艦						
艦名	進水年次	噸數	水雷發射管	馬力	速力	
ゴライアス	一八九八	一二、九五〇	全	全	一八、七五	全
アルビオン	全		全	全		全
オーシアン	全		全	全		全
グローリー	一八九九		全	全		全
裝甲巡洋						
クレッセー	一八九九	一二、〇〇〇	水平下二	二一、〇〇〇	二一、〇	
一等巡洋艦						
アルゴノート	一八九八	一一、〇〇〇	全前	一六、五〇〇	二〇、五	
プレンハイム	一八九〇	九、〇〇〇		二〇、〇〇〇	二二、〇	
アンコアイトライト						
二等巡洋艦						

エクリプス	五、六〇〇	タルボット	五、六〇〇
アレスーサ	四、三〇〇	ピーク	三、六〇〇
アラクリチー	一、七〇〇	フィヤレス	一、五八〇
海防艦			
エスピエークル	一、〇七〇	アルジェリン	一、〇五〇
フェーニックス	九八〇	ロザリオ	九八〇
シユテイン	九八〇	ヴエスダル	九八〇
リナルド	九八〇	ブランプル	七一〇
プリットマルト	七一〇		

外に驅逐艦七隻小砲艦十一隻二三等水雷艇九隻

○ジブラルタル

ジブラルタルは地中海の咽喉にして軍略上重要なる地點なるを以て英國は鋭意之れが經營に務め千數百呎の斷崖に砲門を築き巨砲を伏せて往來の船艦を睥睨せり而して近來更に又防波堤を作り水雷防禦の備をなし船渠を堀り貯炭所を增設し天然の要害は人工を加へて愈益堅固となれり

香港

○香港

香港は廣東港の口にある小島にして其面積僅かに二十九平方哩に過ぎずと雖ども商業上軍事上重要なる所なるを以て三千二百の守兵及三百七十五の志願兵を以て之を守る又た東洋艦隊の常に據れる所なり

英領印度

○英領印度、

英領印度に於ける軍隊—義勇兵諸侯の兵等を除く—は約七萬三千五百の白人兵と約十四萬七千五百の土民兵とより成る之を諸州に分置すること左の如し

ベンガル	五四、八七五	ブンジャヴ　七四、八七七
ボンベイ	四七、七〇二	マドラス　四三、七〇七
計	二二四、一六一	

此外尚二萬七千三百の義勇兵あり是又以上の四ヶ處に分置し以て兵力を助く而して各地に割據せる諸侯等も亦た各自兵を養成し英國の士官之が訓練に任じ節制あり規律あるの兵たらしめんことを務めつゝあり其兵數約十三萬二千を算し三萬餘挺の銃砲を有す

海峽殖民地

○海峽殖民地

新嘉坡は商業上の要地にして且貯炭所船渠等の設あるを以て要塞を築て之を守り若干の軍隊を置くペナンマラッカ等亦た各少數の守兵を置く

威海衛

○威海衛

清國山東省の一角にあり旅順港と相對して渤海の咽喉をなす嘗て一八九八年英國が租借したる者にして之に據て以て露國の旅順港に據るに對抗せんとするの意なり其租借の地域は威海衛の海岸より十哩內の地及劉公島其他の島嶼を含み約二百八十五平方哩の廣さと十二萬三千七百五十の人口とを包有す今や東洋艦隊の根據地として着々其設備を整へつゝあり

喜望岬

○南亞非利加喜望岬

陸に砲臺あり海に十六隻より成る艦隊あり以て此地を守備す一八七八年に發布せられたる法律により十八歲以上五十歲以下の男子は兵役に從ふ可き義務あるものとし約一千の兵士あり外に約七千の義勇兵を有す

加那太

○加那太

加那太全土を軍事上十二管區に分ち以て軍政を布く現役兵四萬あり尙十八歲以上六十歲以下の男子にして現役に服せざる者は皆之を豫備とし軍籍に置く海軍は獨立して之を有せず英國より派遣せられたる者を以て其沿海を守る太西洋岸に十三隻あり太平洋岸に七隻あり

○濠太剌利

各要港は皆守兵を置きキングジョージサウンド及木曜島には砲臺ありシドニーは濠洲艦隊の碇舶地とす陸海軍の兵數左の如し

州名	陸軍	海軍
ニユウサウスウエールス	八、九四五	六六三
ヴイクトリヤ	一一、八一七	二七五
クインスランド	四、九七六	八八六
サウスオーストラリヤ	二、三一八	一八五
ウエスタンオーストラリヤ	二、一二五	—
タスマニア	二、四三〇	—
計	三二、六一二	二、〇〇九

露西亞帝國

○國境の防備

露國は大國にして其國境に於て直接に他強國と相隣し或は海を隔てゝ相對するを以て國境防備の爲に數多の要砦を築くの必要あり西の方ポーランドの方面のみにてもビスチラの右岸にノボゲオルギヴスク、ビスチラの兩側にワルソーイバンゴロドブグにブレストリトブスク等の要塞あり是等の要塞及諸他の要塞を三階級に分つ

第一要塞　ワルソー、ノボゲヲルギヴスク、ブレストリトブスク、コブナ(ビルナ州)

第二要塞　クロンスタット、スピアボルグ(聖彼得堡及芬蘭州)イバンゴロド(ワルソー州)ケルチ(オデツサ)リバウ(ビルナ)浦鹽斯德(黑龍江州)

第三要塞　ピボルグ(芬蘭州)オソベッツ、ウストヂビンスク(ピルナ州)セバストポール、オチヤコッフ(オデッサ州)カルスバッツーム(高加索州)

尙此他小要塞は少なからず

陸軍

○陸軍

廿一歳以上の男子は皆兵役に服するの義務あり一八九九年の調査によれば廿一歳の壯丁十七萬人の中廿一萬九千人を取つて現役に服せしめ殘餘を以て補充に編入したるが如し其服役年限は歐羅巴露西亞に於ては現役五年ザバス(現役に服したる者に限る)十三年補充役五年とし亞細亞領に於ては現役七年ザバス六年高加索に於ては現役三年ザバス十五年とす戰時に際しては陸軍大臣は此年限を延長することを得べし

軍政上全領を十四管區に分つ、聖彼得堡、芬蘭、ピルナ、ワルソー、キープ、オデッサ、莫斯科、ドンカザン、高加索、土耳其斯丹、西伯利、黑龍江州、關東州是なり

以上諸州に在る軍隊を合算して其數を見るに平時に於ては四萬二千の將校と一百萬の兵士より成るも戰時に於ては殆んど七萬五千の將校と四百五十萬の

海軍

兵士及之に附屬する五十六萬二千頭の馬匹とより成ると稱せらる

○海軍

露國の海軍は其地勢上四勢力に分たるバルチック艦隊地中海艦隊黑海艦隊東洋艦隊是なり

バルチック艦隊は小戰鬪艦四隻巡洋艦二隻驅逐艦十一隻より成り要害堅固なるクロンスタットの軍港を根據として北方に雄視せるものなり由來クロンスタットの軍港たる冬期に至れば氷結するを常とし露國にとりて非常なる不便を與へたりしが近來碎氷船の發達と共に漸次此不便を去ることを得てクロンスタットは今や殆んど不凍港と云ふて不可なからんとす

地中海艦隊は小戰鬪艦一隻驅逐艦三隻より成る小艦隊なり黑海艦隊は大戰鬪艦四隻より成りセバストポールを根據として黑海に游戈するもの其セバストポールは又防備嚴重を極めたる軍港なり

東洋艦隊は露國海軍の精銳を集めたるもの旅順港を根據とし浦鹽斯德との間を往來して日本海と支那海との上に各國と雄を爭はんとせるものなり其艦名

噸數等次の如し

戰鬪艦

東洋艦隊

艦名	進水年次	噸數	水雷發射管	馬力	速力
アレキサンドル三世	一八九〇一	一三、四〇〇	六	一六、三〇〇	一八
レトウイザン	一九〇一	一二、七〇〇	六	一六、三〇〇	一八
ツサレウイッチ	一九〇二	一三、一〇〇	六	一六、三〇〇	一八
ペレスビット	一八九八	一二、六七四	六	一四、五〇〇	一八
オスラビヤ	一八九八	一二、六七四	六	一四、五〇〇	一八
ボロヂーダ	一八九八	一二、六七四	六	一四、五〇〇	一八
ペトロポールスク	一八九四	一〇、九六〇	六	一〇、六〇〇	一七、五
セバストポール	一八九五	一〇、九六〇	六	一三、六〇〇	一七、五
ポルタワ	一八九四	一〇、九六〇	六	一〇、六〇〇	一七、五

裝甲巡洋艦

艦名	進水年次	噸數	水雷發射管	馬力	速力
グロンボイ	一八九九	一二、三三六	六	一八、〇〇〇	二〇、〇
ロシア	一八九六	一二、一三〇	四	一三、二五〇	一八、〇
リユーリック	一八九二	一〇、九三三	三	八、〇〇〇	一八、〇
バーヤン	一九〇〇	七、八〇〇	五	—	二〇、〇
ゾミツリードンスコイ	一八八三	五、八〇〇	五	七、〇〇〇	一六、五

巡洋艦

ワリヤーク	一八九九	六、五〇〇	ポカツリー		六、六七五
バルラダ	一八九六	六、七三一	デイヤナ		六、七三一
アウロラ	一九〇〇	六、七三一	アスコリツト		五、九〇五
バヤーリン	一九〇一	三、二〇〇	ノーウイク		三、〇八〇
アルマーズ	一九〇二	三、二八五			

砲艦

ブザトニク	四〇〇	サイダマーク	四〇〇		

計二十五隻　二〇、八八六噸

外に驅逐艦三十二隻水雷艇一等十隻二等四隻

右の中アレキサンドル三世號ヅミッリードンスコイ號等は未來り着ぜずレトウイザンを始とし數隻の堅艦は業に既に日本の海軍の爲に或は轟沈せられ或は破壞せられ其結果として露西亞の東洋艦隊は今や實に憫れむ可きの狀態にあり日ならずして全部殲滅に就くべきは火を睹るよりも明なり終に臨み少しく附記す可きは義勇艦隊のことなり所謂義勇艦隊は凡十五隻あり平時は單に商船として使用せられオデッサ旅順港及浦鹽斯德間を航海し茶の貿易及旅客の運送に從事し又時としては軍隊の輸送に任ず而して一旦緩急あるに當つては直に武裝して巡洋艦の任務に服せんとす然れども其船舶たる多くは老朽艦にして戰時の使用に堪へ得べき者は僅かに一二を數ふ可きのみ

義勇艦隊

獨逸帝國

獨逸

○國境の防備

國境防備

獨逸は北方に於てバルチック海に沿ふこと九百廿七哩北海に沿ふこと百九十三哩丁抹と境すること四十七哩南方に於て墺匈帝國と境すること千四百三哩瑞西と境すること二百五十六哩東方に於て露西亞と接すること八百四十三哩又た西方に於て佛蘭西と二百四十二哩ルキセンブルグと百十一哩白耳義と七十哩和蘭と三百七十七哩の國境線を狹む乃東西南北合計四千五百七十哩の國境線を有す

獨逸は上述の如く延長せる國境を防備するが爲に十個の要塞區を置き各區に要塞を築くこと左の如し

一、ケーニッヒスベルグ要塞區　ケーニッヒスベルグ、ダンチッヒ、ピラウ、メメル、ボーエン

二、ポーゼン要塞區　ポーゼン、グローガウ、ナイセーグラッツ

三、伯林要塞區　スパンダウ、マグデブルグ、トルガウ、キュストリン

四、マインツ要塞區　マインツ、ウルム、ラスタット

五、メッツ要塞區　メッツ、デーデンホーヘン、ピュッチユ

六、コローン(ケルン)要塞區　コローン、コブレンツ、ヴーゼル、ザールロアレー、リードリッヒスオルト、クックスハーヘン

七、キール要塞區　キール、フリードリッヒスオルト、クックスハーヘン

八、トルン要塞區　トルン、グラウデンツ、ピスツラ、パッセージ、チルシャウ

陸軍

九、ストラスブルグ要塞區　ストラスブルグ、ニューブライザッハ

十、ミュンヘン要塞區　インゴルスタットゲルメルシャイム

而して是等の各要塞は皆地底電信線に由て聯絡を保ち又主なる軍事的中心點と軍用鐵道を以て連結せらる

○陸軍

獨逸帝國の軍隊は平時戰時の區別なく皇帝の統帥の下に立ち一躰たる可きは同國憲法の規定する處にして、バヾリヤ、サキソニー、ヴュルテンブルグの三國の如きは各自別に軍務大臣を置き又下級將校の任命を親らするを得と雖ども而かも其皇帝の指揮を脫するを得ず皇帝は全國軍隊の大元帥にして全國の軍隊は皇帝に對し忠誠に服從するの宣誓を爲す可きものとす

獨逸帝國の男子にして武器を取るに堪え得べきものは其二十歲を終りたる時より二十七歲に達する迄滿六年の間常備軍籍にある者とし(騎兵及野戰砲兵は七年)其六年の中始めの二年間は現役に服し(騎兵及野戰砲兵は三年)現役を終りたる後四年間は豫備役に服し尙其後十二年間は第一期及第二期後備軍として

軍籍にあるものとす

年々徵兵適齡に達する者四十萬人にして其中より種々の原因に依りて兵籍に加へられざるものを除き尙約三十六萬人の壯丁あり此中より現役兵として六萬人を取り其殘餘は補充兵籍(エルザッツレゼルベン)(十二年間)に加ふ而して補充兵たる者は四週間乃至十週の間召集せられて訓練を受く可きの規定なりと雖ども財政上の都合により實際召集せらるゝ者は少數のみ斯くの如くにして補充兵中訓練を受けたる者は十二年經過の後第一期後備軍に入り之を受けざる者は第二期後備軍に入る

現役及び豫備役に服せざる男子にして十七歲以上四十五歲以下の者は國民軍に編入(せらる國民軍とは外寇侵入の時武器を執つて起つ可き者なり

陸軍の全員は平時に於て將校士官二萬四千二百九十二人兵卒五十八萬一千五百十九人之に附屬する馬匹の數十萬五千四百四十三頭と稱す戰時に於ての數は精査せられたる者なしと雖ども約三百萬の訓練せられたる兵士を有すと推せらる

海軍

○海軍

一九〇二年より三年に亘る間の調査によれば獨逸の海軍力は左の如し

艦種	既成	未成
一等艦	二	八
二等艦	六	五
三等艦	五	四
四等艦	—	七
驅逐艦	三五	水雷砲艦 三
		水雷艇 一六

考朽艦及小砲艦を除く

是を各地に分派せること左の如し

位置	一二等艦	三等艦	五等艦	小巡洋艦
本國	八	一	一二	四
バルチック海(豫備)				
北海(豫備)				
亞米利加東洋				

佛國

國境防備

本國の海面は之をバルチック海と北海との二區に分ちバルチック海區の軍港としてはキールを有し北海區の軍港としてはヴイルヘルムスハーヘンを有す而してキールよりシユレスウィグホルスタインを貫きてエルベに通ずるの運河(ヴィルヘルム帝運河)は一八九五年六月に開通したる者にして兩軍港の間の交通運輸に便する甚だ大なり

佛蘭西共和國

○國境の防備

佛蘭西の海岸線はアトランチック海岸千三百四哩地中海岸四百五十六哩合計千七百六十哩あり他國との境界線は白耳義、獨逸、瑞西、伊太利と相接する方面に於て千百五十六哩西班牙と相隣せる方面に於て四百十九哩合計千五百七十五

哩あり是等の國境を防備するが爲に數多の要塞ある左の如し

獨逸との境界　ブルフォールベルダンブリヤンソンラングルツールオーソンヌ及九個の小砲塞

白耳義との境界　リーユデュンキールアラドゥーエカンブレーバレンシエンヌ

ギベーサン、オメールメヂュールスダンロンギュイーソアソングラブリンコンデ

ランドレツセーロクロアモントメデーベロンヌ及六個の小砲塞

伊太利との境界　リオングレノーブルブサンソン及十一の小分塞

地中海岸　ツーロン(軍港)アンチーブ及廿一の小砲塞

西班牙との境界　ベリニヤンバヨンヌサンヂュアン分砲塞及十個の小砲塞

アトランチック海岸　ロッシュフオールロリアンブレオレロンラロッシエルペール島ルイ塞及十七の小砲塞

英佛海峽岸　シェルブールサン、マロル、アーブル及十六の小砲塞

巴里は殊に國の首府にして又軍事上の中心なるにより其守備嚴重を極め九十七の鋒頭塞十七の舊砲塞及三十八の新式砲砦を連結したる障壁に由て包圍せ

陸軍

らる

○陸軍

佛蘭西の法律によれば二十歳に達したる男子は兵役に服する義務あるものにして現役三年豫備十年州軍(テリトリアルアーミー)六年其豫備六年を以て服役の年限とす其所謂現役兵及其豫備なるものは地方に依て分たるゝことなく全國より召集して全國に配布し州軍及其豫備なるものは一定の地方より取り一定の地方に置くものなり

高等教育を受くる學生の爲に一年志願兵の制度を設くることは各國概其揆を一にす

佛蘭西(アルゼリヤを含む)全國を二十の軍區に分ち其中十七を更に八區に分つ而して一軍區に駐屯する軍隊は歩兵二師團騎兵一旅團砲兵一旅團工兵一大隊及鐵道隊衛生隊憲兵隊若干とす

一九〇三年の調査によれば現役兵五十一萬九千三百三十六人憲兵共和政守備(ガードレパブリクン)兵二萬四千四百九十八人外にアルゼリヤ兵二千四百三十四人あり而して尙佛

海軍

蘭西に駐在する殖民地兵士官千八百五十人兵卒二萬六千五百九十人各殖民地に駐在する殖民地兵士官千七百五十人兵卒五萬七千五百人を有す若夫戰時に際しては約二百五十萬の訓練ある兵士を得可しと云ふ

○海軍

最近調査に係る佛蘭西の海軍力表左の如し

艦種	既成	未成
一等艦	一	
二等艦	一〇	
三等艦	一二	
四等艦	一九	
五等艦	九	
六等艦	二〇	

艦種	既成	未成
七等艦		
水雷砲艦	一五	
驅逐艦	二〇	一七
水雷艇一等	四一	
水雷艇二等	一三三	二
潛水艇	一四	三二

是を各地に分派せること左の如し

位地	一二等艦	三等艦	四五等艦	小砲艦	水雷艇
地中海	六				
仝上（豫備）	五				
英佛海峽					
東洋					
東印度					
北太西洋					
太平洋		一	一	六	二一
		五	四	三	二四
			一	八	一
				二五	
				一	

海岸を五區に分ち各區に海軍根據地を置く

セルブールブレーロリヤンロツシュフオールツーロン

佛國の海軍は頻に潛水艇の建造改良に苦心し既に良好なる成績を得て愈其增大を務めつゝあり又た水雷艇も最新式の者を製出しつゝあり潛水艇水雷艇の改良の如きは將來の海戰に大影響を及ぼす可きものなるを以て大に刮目して